

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月9日提出
【計算期間】	第7特定期間（自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日）
【ファンド名】	P C A 欧米高利回り社債オープン
【発行者名】	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
【事務連絡者氏名】	菅原 裕二
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
【電話番号】	03-5224-3406
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、P C A米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドおよびP C A欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）を通じて主として米国および欧州の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 債券に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー	あり
中小型株	年6回	欧州	ファンド	
債券	年6回	アジア		
一般	(隔月)	オセアニア		
公債	年12回	中南米	ファンド・オブ・	なし
社債	(毎月)	アフリカ	ファンズ	
その他債券	日々	中近東(中東)		
クレジット属性	その他	エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(債券 社債))				
資産複合				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産（投資信託証券（債券 社債））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年12回（毎月）」... 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「北米」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「欧州」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファミリーファンド」... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- 「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

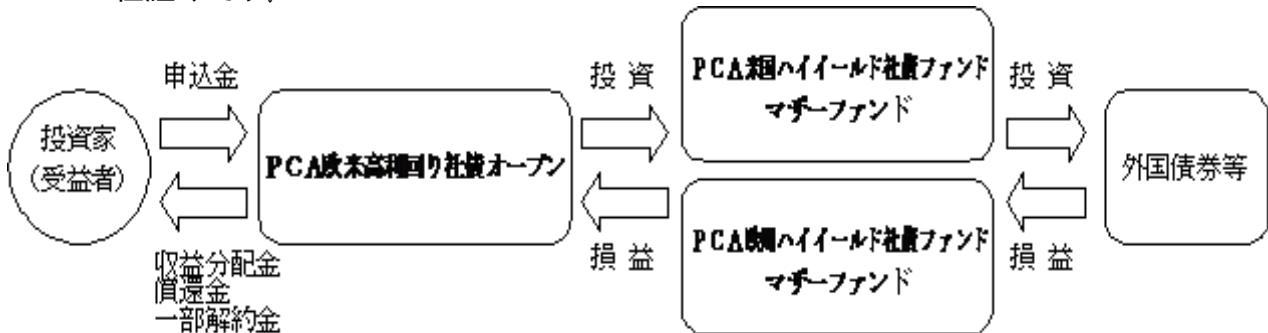
信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円とします。ただし、受託会社との合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

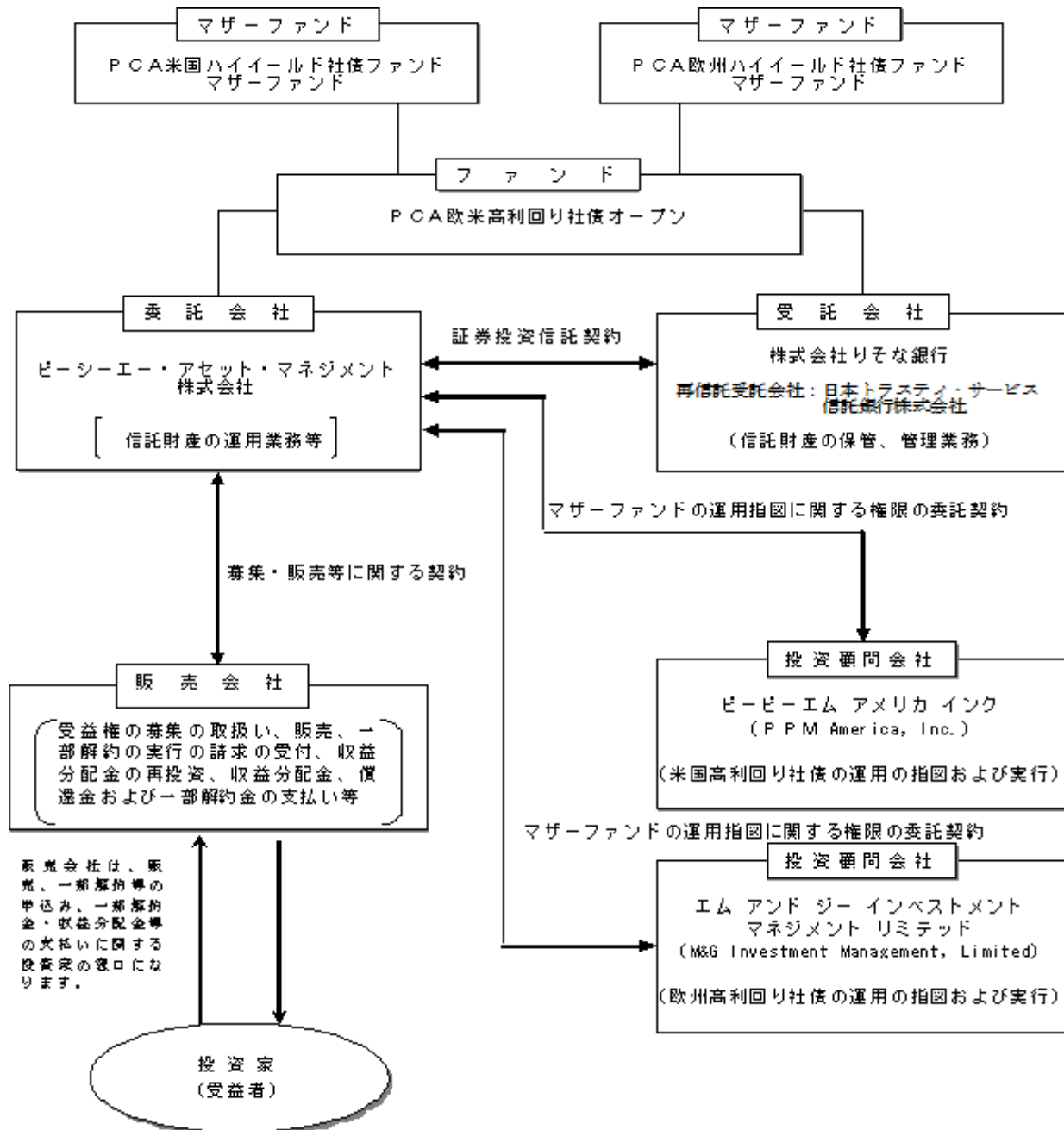
1. 米国および欧州の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い収益性の確保を目指します。
 - ・主として米国の米ドル建て高利回り社債および欧州のユーロ建て高利回り社債に実質的な投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求した運用を行います。
 - ・原則として投資時において、指定格付機関であるS & Pまたはムーディーズのうち1社以上の指定格付機関からB - / B 3相当以上BB + / B a 1相当以下の格付けを付与されている米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り社債を中心に投資を行います。ただし、CCC - / C a a 3相当以上CCC + / C a a 1相当以下のユーロ建て高利回り社債および米ドル建てまたはユーロ建ての投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）も組入れを可能とします。なお、指定格付機関による格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、同等の信用を有すると判断する場合は組入れを可能とします。
2. 高利回り社債の運用においては、リスク管理を行い、投資リスクを抑えることを目指します。
 - ・業種および個別銘柄の分散投資により、リスクの低減を図ります。
3. ピーピーエム アメリカ インクおよびエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
 - ・運用を担当するピーピーエム アメリカ インク（PPM アメリカ）およびエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド（M & G）は、債券投資の専門家として、安定運用を基本とした運用を行います。
 - ・銘柄選択にあたっては、外部の格付機関や外部アナリストの評価のみに依存せず、同社のクレジット・アナリスト・チームが徹底した企業調査による業種分析、信用リスク分析およびファンダメンタルズ分析を行い、これに基づいてポートフォリオ・マネジャーが投資対象となる業種および銘柄を厳選します。

4. 毎月の決算時に分配を行うことを基本とします。
- ・毎月10日（休業日の場合は、翌営業日とします。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
5. 為替ヘッジは原則として行いません。
- ・実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。
6. 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資家はその資金をベビーファンド（PCA欧米高利回り社債オープン）に投資し、ベビーファンドがその資金をマザーファンド（PCA米国ハイイールド社債ファンドマザーファンドおよびPCA欧州ハイイールド社債ファンドマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社等およびファンドの関係法人

a. 委託会社：ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。

b. 受託会社：株式会社りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

c. 販売会社：

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

- d. 投資顧問会社：
委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

米国高利回り社債への投資に関する権限の委託先

・ピーピーエム アメリカ インク (PPM America, Inc.)

欧州高利回り社債への投資に関する権限の委託先

・エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド

(M&G Investment Management, Limited)

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
「証券投資信託契約」が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約
「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- c. 投資顧問会社と締結している契約
「投資一任契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- a. 名称
ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
- b. 代表者の役職氏名
代表取締役 龍 万成
- c. 本店の所在の場所
東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
丸の内三井ビル
- d. 資本金の額
平成21年1月末日現在 649.5百万円
- e. 委託会社の沿革
平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月 投資顧問業の登録
平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
- f. 大株主の状況（平成21年1月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市 ローレンス・パウトニー ・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

- (注) ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたブルーデンシャル社（「英国ブルーデンシャル社」）の間接子会社です。英国ブルーデンシャルグループは、英国ブルーデンシャル社とその子会社および関連会社から構成され、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開する世界有数の金融サービスグループです。160年以上の歴史を持ち、2008年12月末日現在、その運用資産は2,490億ポンド（約33.0兆円、1ポンド=132.48円で換算）にのぼります。英国ブルーデンシャルグループは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル ファイナンシャル社とは、なんら関係がありません。

当社グループのシンボル、ブルーデンス（思慮分別を司る女神）は、伝統的な価値観と未来への希望を象徴しています。

グループのシンボルマークの意味

〈鏡〉自己の真実を直視する能力

〈矢〉熟練した射手の自信

〈蛇〉思慮深さ、心づかい、安全



2【投資方針】

(1)【投資方針】

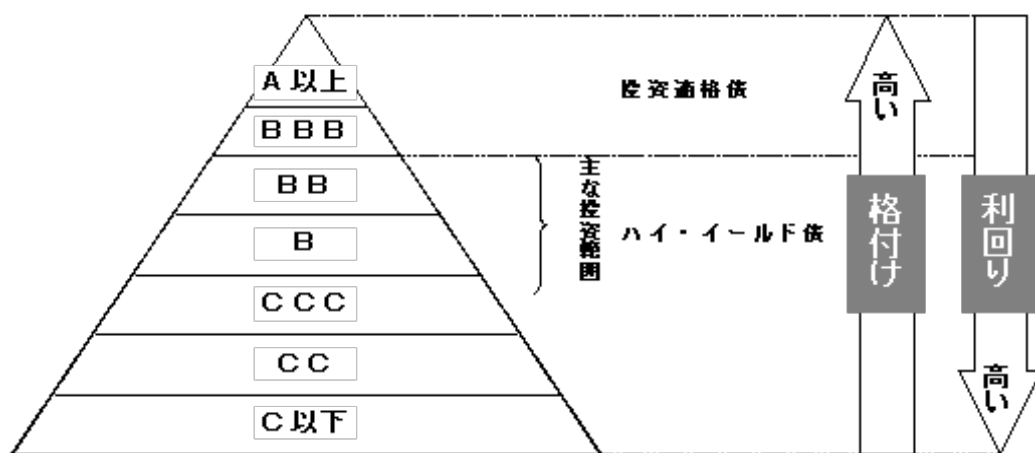
基本方針

当ファンドは、主として米国および欧州の公社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

投資態度

- a. P C A米国ハイイールド社債ファンドマザーファンド受益証券およびP C A欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の高利回り社債および欧州の高利回り社債に投資します。原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズ（以下総称して「指定格付機関」といいます。）のうち1社以上の指定格付機関からB - / B 3相当以上B B + / B a 1相当以下の格付けを付与されている米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り社債を中心に投資を行います。ただし、C C C - / C a a 3相当以上C C C + / C a a 1相当以下のユーロ建て高利回り社債および米ドル建てまたはユーロ建ての投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）も組入れを可能とします。なお、指定格付機関による格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、同等の信用を有すると判断する場合は組入れを可能とします。

格付機関による格付け



格付けの表記には例としてS & Pのものを使用。+ / -の符号は省略。

<高利回り債（ハイ・イールド債）とは>

S & Pやムーディーズといった格付機関は、元本および利息が契約の定め通り支払われる確実性の程度により、債券に対して信用格付けの付与を行っています。その中で「B B +」相当以下の格付けを付与されている債券は、一般に「ハイ・イールド債」と呼ばれます。ハイ・イールド債は、投資適格債と比較して信用リスクが高い反面、期待収益率が高い特徴があります。

- b. ピーピーエム アメリカインクおよびエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ポートフォリオの構築にあたっては、専門のクレジット・アナリスト・チームが個別銘柄の調査・分析を行い、ポートフォリオ・マネジャーが企業評価等に加えて業種分散に配慮した銘柄選定を行います。

- c．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- d．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- e．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジット・リンク債その他の有価証券で、クレジット・デフォルト・スワップ指数を参照するもの（以下「CLN」といいます。）へ投資できるものとしします。
- f．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内外で、貸債の指図を行うことができるものとしします。
- g．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- h．当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権（上記イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を主としてピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたPCA米国ハイイールド社債ファンドマザーファンドおよびPCA欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. および17. の証券のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

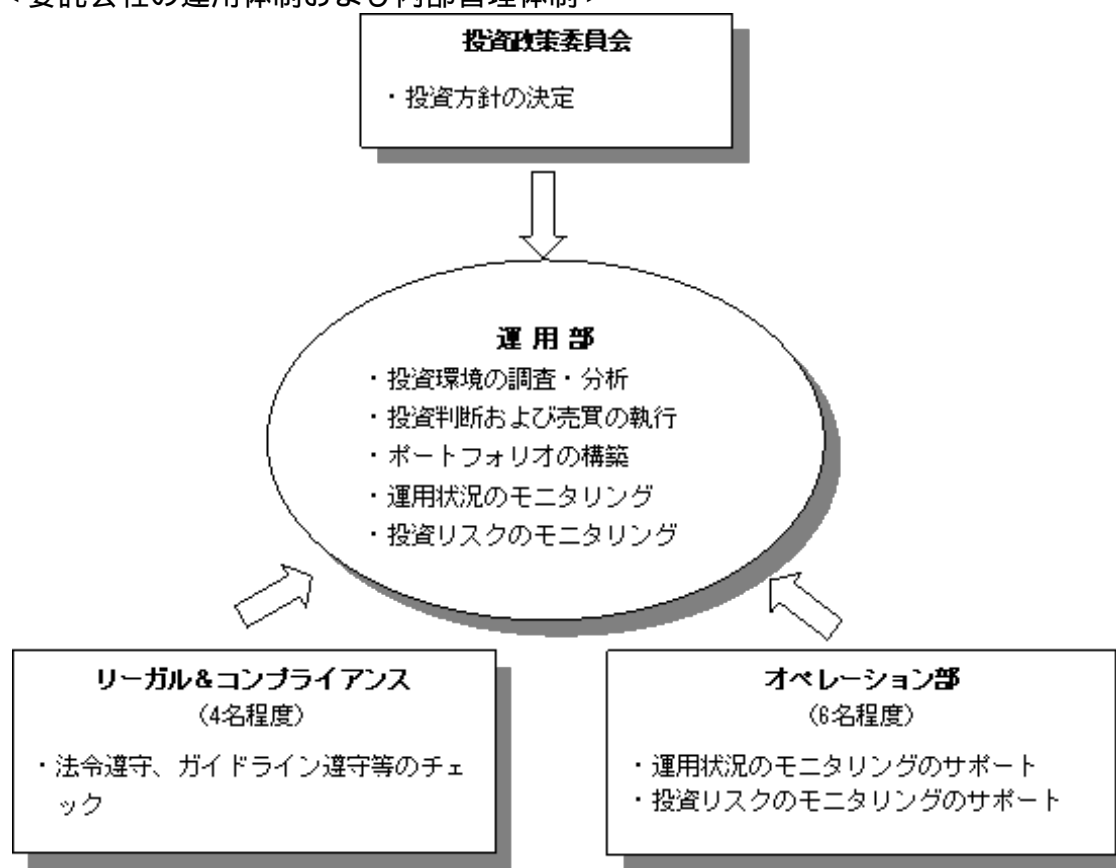
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

ただし、上記 にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1. から4. までに掲げる金融商品により運用することができるものとします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。投資リスクのモニタリング等も行います。
3. 運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「外部運用再委託先管理規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「外部運用再委託先管理規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、「投資一任契約」に基づき、当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限を、米国の投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクおよび欧州の投資顧問会社であるエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドに委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >

ピーピーエム アメリカ インク

- ・20名程度で構成されるクレジット・アナリスト・チームが、投資対象企業の財務分析の他、当該企業の経営者の資質・経営戦略・競争力・主要株主の構成など、幅広い観点から企業の分析を行い、投資銘柄の選別を行います。また、クレジット・コミティーにおいて銘柄選別を検討・承認します。
- ・ポートフォリオ・マネジャーが最終的な投資判断を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ・トレーディング・チームにおいて、債券売買の発注を行います。
- ・リスク・マネジメント&クオンツ・リサーチ・チームが、日次でポートフォリオ・マネジメント・レポートを作成し、リスクのモニタリングを行います。

エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド

- ・20名程度の業種別アナリストで構成されるクレジット・アナリスト・チームが、投資対象企業のビジネスリスク（経営者の資質・経営戦略・市場占有率・商品開発力等）、ファイナンシャルリスク（キャッシュフロー・負債・利益率・資本構成等）および個別債券の条項等について分析を行います。
- ・ファンドマネジャーがクレジット・アナリスト・チームからの情報をもとに、最終的な業種別配分の決定および銘柄の選択を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ・ディーリング・チームが個別銘柄の売買状況についての情報提供および売買の発注を行います。
- ・リスク・チームが社内のシステムでポートフォリオのリスクのモニタリングを行います。投資顧問会社は、四半期ごとに委託会社にリスクの管理状況や投資ガイドラインの遵守状況を記載したコンプライアンス・レポートを提出します。

なお、ファンドの運用体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎月決算を行い、毎計算期末（毎月10日、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2．分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当等収益を中心に、委託会社が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象金額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 上記1. a. におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されず。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限は以下の通りです。

1. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限）
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
2. 株式等への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限）
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 投資する株式等の範囲（約款第26条）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

4．同一銘柄の株式等への投資制限（約款第27条）

- a．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d．上記a．からc．までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限）

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（CLNで投資信託証券の性質を有するものを除きます。）およびCLNへの実質投資割合の合計は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

6．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第34条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

その他ファンドの信託約款に定める取引方法と投資制限

（先物取引等の運用指図）（約款第28条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - a．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引を行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 1. から4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2)投資対象 1. から4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (スワップ取引の運用指図) (約款第29条)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）（約款第30条、約款付則第2条第1項および約款付則第2条第2項）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
7. 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
8. 為替先渡取引は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）（約款第31条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の a．および b．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．上記 a．および b．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）（約款第32条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記（有価証券の借入れ）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．上記 1．の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記 2．の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）（約款第33条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2．上記 1．の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記 2．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．上記 1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（外国為替予約取引の指図）（約款第35条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- 2．上記 1．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3．上記 2．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 4．上記 1．および 2．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資

産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）（約款第40条）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）（約款第41条）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求による一部解約の代金、信託財産に属する有価証券の売却等による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）（約款第42条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（受託会社による資金の立替え）（約款第44条）

- 1．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- 2．信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- 3．上記1．および2．の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

関係法令に基づく投資制限

- 1．デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、一の投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図しません。

- 2．同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しては

なりません。

<参考> PCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

主として米国の高利回り社債（原則としてS & Pまたはムーディーズ（以下総称して「指定格付機関」といいます。）によるB - 相当以上の長期信用格付けを有するもの）を投資対象とします。

2. 投資態度

- a. 主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、指定格付機関のうち1社以上の格付機関からB - 相当以上の格付け（S & Pにおいて「B - 」以上、あるいはムーディーズにおいて「B3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時指定格付機関2社からB - 相当以上の格付けを取得していたものの、組入後いずれか1社の格付けがB - 相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからでもB - 相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
- b. ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
- c. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- d. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- e. ピーピーエム アメリカインクに運用の指図に関する権限を委託します。
- f. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- g. 資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

<参考> P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは、主として欧州のユーロ建ての高利回り社債に投資することにより、安定的な金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

欧州のユーロ建て高利回り社債を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- a. 主として欧州のユーロ建て高利回りの社債に投資を行います。当ファンドは原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズ（以下総称して「指定格付機関」といいます。）のうち1社以上の指定格付機関からB - / B 3相当以上B B + B a 1相当以下の格付けを得ているユーロ建て高利回り社債を中心に投資を行います。ただし、C C C - / C a a 3相当以上C C C + / C a a 1相当以下のユーロ建て高利回り社債およびユーロ建て投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）も組入れを可能とします。なお、指定格付機関による格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、委託会社（投資顧問会社を含みます。）が同等の信用を有すると判断する場合は組入れを可能とします。
 - b. ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
 - c. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
 - d. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
 - e. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジット・リンク債その他の有価証券で、クレジット・デフォルト・スワップ指数を参照するもの（以下「C L N」といいます。）へ信託財産の純資産総額の5%を上限として投資できるものとします。
 - f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内外で、貸債の指示を行うことができるものとします。
 - g. エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
 - h. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - i. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ##### 3. 投資制限
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(CLNで投資信託証券の性質を有するものを除きます。)への投資割合は、CLNへの投資割合とあわせて信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1．為替変動リスク

外貨建資産には、為替変動リスクがあります。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2．信用リスク

高利回り社債とは、格付機関によりBB+相当以下に格付けされている社債をいい、より高い信用格付けを有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方でその価格は大きく変動すると考えられます。有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

3．金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは主として債券に実質的に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

4．流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売却する際に、希望する時期や価格で売却できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に保有する有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5．ファミリーファンド方式による運用に関するリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

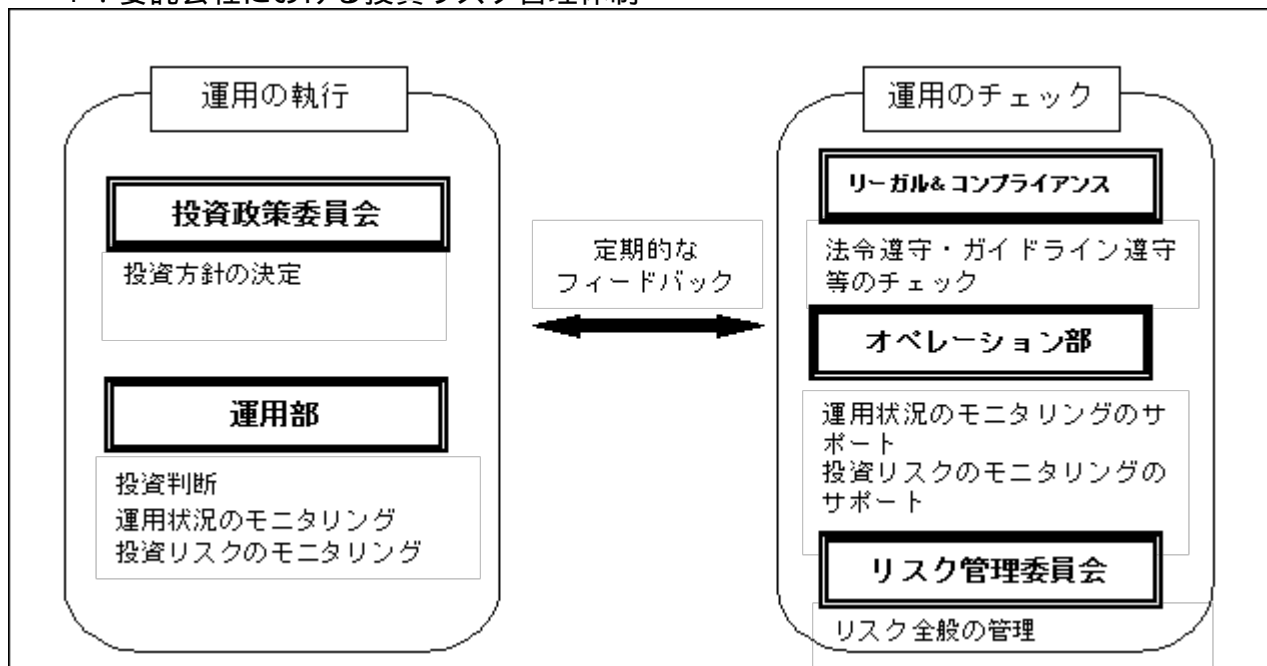
(2) その他の留意点

- 1．当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 2．金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
- 3．外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
- 4．当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は今後変更される場合があります。
- 5．法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性もあります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに接触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
- ・オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、各担当部長が、リスク管理委員会等に報告し、審議します。

2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

ピーピーエム アメリカ インク

- ・リスク・マネジメント&クオンツ・リサーチ・チームが、日次でポートフォリオ・マネジメント・レポートを作成し、リスクのモニタリングを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスで、投資ガイドライン遵守状況等のチェックを行います。
- ・四半期ごとに、投資顧問会社は、委託会社にリスクの管理状況や投資ガイドラインの遵守状況を記したコンプライアンス・レポートを提出しています。

エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド

- ・リスク・チームが社内のシステムでポートフォリオのリスクのモニタリングを行います。
- ・四半期ごとに、投資顧問会社は、委託会社にリスクの管理状況や投資ガイドラインの遵守状況を記したコンプライアンス・レポートを提出しています。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成21年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
 電話番号 03 - 5224 - 3400
 （受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）
 インターネットホームページ<http://www.pcaasset.co.jp/>

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて純資産総額に対し、年率1.554%（税抜1.48%）を乗じて得た額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、以下の通りです。

	信託財産の純資産総額	
	300億円以下の部分	300億円超の部分
委託会社	年0.7665%（税抜年0.73%）	年0.7770%（税抜年0.74%）
販売会社	年0.7350%（税抜年0.70%）	年0.7350%（税抜年0.70%）
受託会社	年0.0525%（税抜年0.05%）	年0.0420%（税抜年0.04%）

信託報酬は、毎計算期間の終了時および信託の終了時に信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクおよびエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドへの投資顧問報酬（委託先ごとの純資産総額に年0.385%以内の率を乗じて得た額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）、信託事務の処理等に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記、およびの費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保金はかかりません。

上記(4)に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記(1)から(4)に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）が行われます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、年間の普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間1銘柄当たり1万円以下のものは除きます。）が100万円以下の場合、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。なお、当該合計額が100万円を超える場合は確定申告が必要となり、この場合、総合課税または申告分離課税の選択ができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、当該合計額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

b. 一部解約時および償還時の差益

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。（源泉徴収選択口座を利用している場合は、原則として確定申告は不要です。）

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、年間の一部解約時および償還時の差益を含む上場株式等の譲渡所得の合計額が500万円以下の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。なお、当該合計額が500万円を超える場合は、源泉徴収選択口座を利用している場合でも確定申告が必要となり、当該合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

2. 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。（平成21年4月1日以降は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となる予定です。）なお、収益分配金のうち所得税法上源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

買取請求による換金時の課税

受益権の換金を、販売会社による受益権の買取りによって行った場合の課税上の取扱いについては、お申込みの販売会社にお問合せください。

上記の内容は平成21年1月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

税制の内容の詳細につきましては、販売会社もしくは税務の専門家までお問合せください。

5 【運用状況】**(1) 【投資状況】**

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,847,589,211	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,397,981	0.08
合計(純資産総額)	-	1,846,191,230	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年1月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	PCA米国ハイ ールド社債 ファンドマ ザーファンド	1,234,683,024	0.7724	953,669,168	0.7652	944,779,449	51.17
日本	親投資 信託受 益証券	PCA欧州ハイ ールド社債 ファンドマ ザーファンド	1,223,816,948	0.7668	938,540,746	0.7377	902,809,762	48.90

種類別投資比率 (平成21年1月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<PCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド>

(1)投資状況

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	アメリカ	24,138,265,809	85.84
	カナダ	997,703,863	3.55
	ドイツ	123,780,487	0.44
	イギリス	28,154,520	0.10
	シンガポール	237,755,250	0.84
	リベリア	415,189,620	1.48
	小計	25,940,849,549	92.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,179,279,135	7.75
合計（純資産総額）	-	28,120,128,684	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成21年1月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	社債券	8.625% WINDSTREAM CORP	7,943,000	8,731.12	693,513,258	8,865.44	704,182,693	8.625	2016/8/1	2.50
アメリカ	社債券	7.75% DYNEGY HLDGS INC	9,217,000	8,260.98	761,415,217	6,984.90	643,798,233	7.75	2019/6/1	2.29
アメリカ	社債券	7% EDISON MISSION ENERGY	6,500,000	8,884.39	577,485,562	8,372.92	544,240,125	7	2017/5/15	1.94
アメリカ	社債券	6.5% KINDER MORGAN INC	6,443,000	9,089.32	585,625,209	8,372.92	539,467,557	6.5	2012/9/1	1.92
アメリカ	社債券	8.875% COMMUNITY HEALTH	5,813,000	8,899.03	517,300,686	8,686.34	504,937,525	8.875	2015/7/15	1.80
アメリカ	社債券	6.625% ECHOSTAR DBS CORP	5,968,000	8,406.05	501,673,571	8,149.05	486,335,304	6.625	2014/10/1	1.73
アメリカ	社債券	8.375% FREEPORT-MCMORAN	6,304,000	9,402.75	592,749,360	7,442.92	469,201,763	8.375	2017/4/1	1.67
アメリカ	社債券	9.25% HCA INC	5,115,000	9,178.87	469,499,456	8,574.41	438,581,199	9.25	2016/11/15	1.56
アメリカ	社債券	8.5% ARAMARK CORP	4,500,000	8,831.42	397,413,945	8,596.80	386,856,000	8.5	2015/2/1	1.38
アメリカ	社債券	7.7% GEORGIA-PACIFIC	4,808,000	8,338.19	400,900,574	7,746.07	372,431,286	7.7	2015/6/15	1.32
アメリカ	社債券	7.625% CSC HLDGS 2011/04	4,048,000	8,884.25	359,634,662	8,865.45	358,873,416	7.625	2011/4/1	1.28
アメリカ	社債券	6.375% DIRECTV HOLDINGS	4,090,000	8,378.29	342,672,388	8,552.02	349,777,822	6.375	2015/6/15	1.24
アメリカ	社債券	6.875% SPRINT CAP CORP	6,642,000	7,043.32	467,817,483	5,204.26	345,667,010	6.875	2028/11/15	1.23
アメリカ	社債券	5.25% PULTE HOMES INC	4,698,000	7,906.04	371,425,890	7,343.10	344,978,838	5.25	2014/1/15	1.23
アメリカ	社債券	5.75% KB HOME	5,260,000	7,746.07	407,443,545	6,537.15	343,854,090	5.75	2014/2/1	1.22
アメリカ	社債券	6.75% GOLDMAN SACHS	4,991,000	8,412.75	419,880,693	6,861.38	342,451,659	6.75	2037/10/1	1.22
アメリカ	社債券	7.45% ALBERTSON'S INC	4,980,000	8,113.17	404,036,178	6,761.02	336,699,045	7.45	2029/8/1	1.20
アメリカ	社債券	10.25% TEXAS COMP ELEC (Cusip:882330AG8)	5,000,000	8,957.68	447,884,325	6,626.70	331,335,000	10.25	2015/11/1	1.18
アメリカ	社債券	8.5% PSEG ENERGY HLD	3,600,000	9,481.20	341,323,371	8,832.20	317,959,203	8.5	2011/6/15	1.13
アメリカ	社債券	6.55% CMS ENERGY	4,000,000	8,724.41	348,976,708	7,928.70	317,148,130	6.55	2017/7/17	1.13
アメリカ	社債券	5.25% CENTEX CORP	4,650,000	7,522.58	349,800,433	6,626.70	308,141,550	5.25	2015/6/15	1.10
アメリカ	社債券	7.875% EL PASO CORP	3,450,000	9,237.52	318,694,484	8,696.64	300,034,364	7.875	2012/6/15	1.07
アメリカ	社債券	7% CHESAPEAKE ENERGY	3,588,000	9,066.93	325,321,717	7,969.95	285,961,806	7	2014/8/15	1.02
アメリカ	社債券	6.375% CHESAPEAKE ENERGY	3,761,000	8,686.34	326,693,623	7,589.36	285,435,923	6.375	2015/6/15	1.02
アメリカ	社債券	7.8% LIBERTY MUTUAL GROUP	6,275,000	7,650.59	480,074,948	4,444.31	278,880,626	7.8	2037/3/15	0.99
アメリカ	社債券	6.625% CITIZENS COMM	3,500,000	7,925.17	277,381,125	7,902.78	276,597,562	6.625	2015/3/15	0.98
アメリカ	社債券	7.25% WILLIAMS PARTNERS	3,420,000	9,134.10	312,386,220	7,981.54	272,968,897	7.25	2017/2/1	0.97
アメリカ	社債券	6% SPRINT NEXTEL CORP	4,442,000	7,551.05	335,417,920	6,142.83	272,864,707	6	2016/12/1	0.97
アメリカ	社債券	6.5% TESCO CORP	3,861,000	8,037.11	310,312,913	6,716.24	259,314,412	6.5	2017/6/1	0.92

アメリカ	社債券	6.875% CHESAPEAKE ENERGY	3,341,000	8,865.44	296,194,684	7,701.30	257,300,433	6.875	2016/1/15	0.92
------	-----	--------------------------	-----------	----------	-------------	----------	-------------	-------	-----------	------

種類別投資比率（平成21年1月30日現在）

種類	投資比率 (%)
社債券	92.25
合計	92.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件（平成21年1月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（平成21年1月30日現在）

該当事項はありません。

<PCA欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド>

(1)投資状況

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	アメリカ	506,705,571	15.28
	カナダ	107,261,421	3.24
	ドイツ	230,843,381	6.96
	イタリア	12,563,888	0.38
	フランス	389,063,334	11.74
	イギリス	251,860,498	7.60
	バミューダ	26,372,611	0.80
	オランダ	520,994,146	15.71
	ベルギー	81,286,330	2.45
	スウェーデン	55,553,996	1.68
	ルクセンブルク	456,004,738	13.76
	フィンランド	17,329,500	0.52
	デンマーク	204,668,812	6.17
	アイルランド	36,914,723	1.11
	ハンガリー	40,897,620	1.23
	南アフリカ	4,949,305	0.15
	ケイマン諸島	28,503,562	0.86
	リベリア	33,255,310	1.00
	小計	3,005,028,746	90.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	310,261,842	9.36
合計(純資産総額)	-	3,315,290,588	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成21年1月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	社債券	9.75% WIND ACQUISITION	1,295,000	11,171.84	144,675,330	10,282.16	133,154,101	9.75	2015/12/1	4.02
フランス	社債券	4.875% GECINA	1,400,000	7,445.49	104,236,942	8,042.15	112,590,223	4.875	2012/1/25	3.40
デンマーク	社債券	NORDIC TEL CO HLDGS FRN	1,126,000	10,413.75	117,258,906	8,838.04	99,516,386	10.294	2016/5/1	3.00
オランダ	社債券	7.75% UPC HOLDING BV	965,000	9,402.96	90,738,648	9,531.22	91,976,321	7.75	2014/1/15	2.77
フランス	社債券	6.25% CROWN HOLDINGS	750,000	11,148.64	83,614,837	11,033.11	82,748,362	6.25	2011/9/1	2.50
ルクセンブルク	社債券	8% LIGHTHOUSE INTL	1,350,000	8,671.16	117,060,772	5,603.20	75,643,267	8	2014/4/30	2.28
フランス	社債券	5.75% NEXANS SA	800,000	9,899.53	79,196,277	8,722.51	69,780,120	5.75	2017/5/2	2.10
アメリカ	社債券	5.875% AHOLD FIN USA	600,000	11,502.97	69,017,853	11,480.21	68,881,296	5.875	2012/3/14	2.08
アメリカ	社債券	5.875% MILLIPORE CORP	770,000	10,023.35	77,179,816	8,780.28	67,608,156	5.875	2016/6/30	2.04
フランス	社債券	6.375% ALCATEL	862,000	9,473.45	81,661,225	7,567.21	65,229,393	6.375	2014/4/7	1.97
ドイツ	社債券	PERI GMBH FRN	600,000	11,321.94	67,931,640	10,513.23	63,079,380	5.167	2009/12/15	1.90
アメリカ	社債券	6.875% AGCO CORP	700,000	10,830.93	75,816,562	8,838.04	61,866,315	6.875	2014/4/15	1.87
オランダ	社債券	10.375% IFCOF SYSTEMS	553,000	11,777.53	65,129,748	10,339.93	57,179,840	10.375	2010/10/15	1.72
イギリス	社債券	7.125% FCE BANK PLC	700,000	8,932.73	62,529,168	8,144.86	57,014,055	7.125	2013/1/15	1.72
カナダ	社債券	7.25% BOMBARDIER INC	641,000	11,466.35	73,499,319	8,606.98	55,170,773	7.25	2016/11/15	1.66
ルクセンブルク	社債券	8% BEVERAGE PACK	700,000	7,798.27	54,587,925	7,798.27	54,587,925	8	2016/12/15	1.65
オランダ	社債券	5.5% FRESENIUS FINANCE	485,000	10,686.52	51,829,646	10,744.28	52,109,806	5.5	2016/1/31	1.57
オランダ	社債券	9.25% IMPRESS METAL PACK	660,000	9,590.52	63,297,442	7,509.45	49,562,370	9.25	2014/9/15	1.49
ドイツ	社債券	10.75% KABEL DEUTSCH	425,000	11,070.49	47,049,592	11,264.17	47,872,743	10.75	2014/7/1	1.44
オランダ	社債券	8.5% INTERGEN NV	500,000	11,495.23	57,476,175	9,473.46	47,367,300	8.5	2017/6/30	1.43
オランダ	社債券	8.875% ARDAGH GLASS FIN	485,000	10,284.84	49,881,521	9,704.52	47,066,922	8.875	2013/7/1	1.42
ドイツ	社債券	IESY HESSEN & ISH NRW	470,000	9,711.89	45,645,903	9,762.28	45,882,739	7.702	2013/4/15	1.38
ルクセンブルク	社債券	CALCIPAR SA	720,000	9,232.77	66,475,962	6,238.62	44,918,064	4.128	2014/7/1	1.35
アメリカ	社債券	6.25% CHESAPEAKE ENERGY	515,000	9,299.60	47,892,961	8,260.39	42,541,034	6.25	2017/1/15	1.28
アメリカ	社債券	7.375% FRESENIUS MED	344,000	11,812.94	40,636,522	12,044.00	41,431,368	7.375	2011/6/15	1.25
イギリス	社債券	6.75% REXAM PLC	588,000	8,782.49	51,641,052	7,037.62	41,381,237	6.75	2067/6/29	1.25
ベルギー	社債券	8.625% INBEV NV	350,000	11,508.40	40,279,418	11,710.69	40,987,444	8.625	2017/1/30	1.24
ハンガリー	社債券	3.875% MOL MAGYAR OLAJ	600,000	7,644.36	45,866,160	6,816.27	40,897,620	3.875	2015/10/5	1.23
ベルギー	社債券	6% BARRY CALLEBAUT SVCS	419,000	10,715.40	44,897,557	9,617.87	40,298,885	6	2017/7/13	1.22
アメリカ	社債券	5.625% FIAT FINANCE N.A.	690,000	10,162.01	70,117,929	5,834.26	40,256,428	5.625	2017/6/12	1.21

種類別投資比率 (平成21年1月30日現在)

種類	投資比率 (%)
社債券	90.64
合計	90.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(平成17年10月11日)	1,570	1,578	1.0101	1.0153
第2期	(平成17年11月10日)	2,271	2,282	1.0214	1.0266
第3期	(平成17年12月12日)	3,155	3,170	1.0500	1.0552
第4期	(平成18年 1月10日)	3,354	3,371	1.0159	1.0211
第5期	(平成18年 2月10日)	3,570	3,589	1.0422	1.0477
第6期	(平成18年 3月10日)	3,620	3,639	1.0302	1.0357
第7期	(平成18年 4月10日)	3,571	3,590	1.0347	1.0402
第8期	(平成18年 5月10日)	3,288	3,306	0.9960	1.0015
第9期	(平成18年 6月12日)	3,392	3,411	1.0088	1.0143
第10期	(平成18年 7月10日)	3,481	3,500	1.0037	1.0092
第11期	(平成18年 8月10日)	3,627	3,646	1.0222	1.0277
第12期	(平成18年 9月11日)	3,777	3,799	1.0311	1.0371
第13期	(平成18年10月10日)	4,019	4,042	1.0497	1.0557
第14期	(平成18年11月10日)	4,117	4,141	1.0580	1.0640
第15期	(平成18年12月11日)	4,272	4,296	1.0630	1.0690
第16期	(平成19年 1月10日)	4,265	4,289	1.0772	1.0832
第17期	(平成19年 2月13日)	4,335	4,359	1.1014	1.1074
第18期	(平成19年 3月12日)	4,149	4,172	1.0756	1.0816
第19期	(平成19年 4月10日)	4,230	4,253	1.0881	1.0941
第20期	(平成19年 5月10日)	4,349	4,373	1.1082	1.1142
第21期	(平成19年 6月11日)	4,341	4,365	1.1007	1.1067
第22期	(平成19年 7月10日)	4,325	4,349	1.1034	1.1094
第23期	(平成19年 8月10日)	4,050	4,073	1.0315	1.0375
第24期	(平成19年 9月10日)	3,843	3,867	0.9874	0.9934
第25期	(平成19年10月10日)	4,173	4,196	1.0576	1.0636
第26期	(平成19年11月12日)	3,898	3,922	0.9966	1.0026
第27期	(平成19年12月10日)	3,844	3,867	0.9855	0.9915
第28期	(平成20年 1月10日)	3,691	3,714	0.9486	0.9546
第29期	(平成20年 2月12日)	3,416	3,439	0.8845	0.8905
第30期	(平成20年 3月10日)	3,312	3,335	0.8601	0.8661
第31期	(平成20年 4月10日)	3,434	3,457	0.8817	0.8877
第32期	(平成20年 5月12日)	3,484	3,507	0.9024	0.9084
第33期	(平成20年 6月10日)	3,525	3,547	0.9270	0.9330
第34期	(平成20年 7月10日)	3,346	3,369	0.8855	0.8915
第35期	(平成20年 8月11日)	3,288	3,311	0.8785	0.8845
第36期	(平成20年 9月10日)	3,156	3,179	0.8373	0.8433
第37期	(平成20年10月10日)	2,335	2,357	0.6305	0.6365

第38期	(平成20年11月10日)	2,098	2,120	0.5722	0.5782
第39期	(平成20年12月10日)	1,759	1,781	0.4844	0.4904
第40期	(平成21年 1月13日)	1,906	1,928	0.5254	0.5314
	平成20年 1月末日	3,541	-	0.9143	-
	平成20年 2月末日	3,425	-	0.8916	-
	平成20年 3月末日	3,325	-	0.8608	-
	平成20年 4月末日	3,539	-	0.9174	-
	平成20年 5月末日	3,554	-	0.9265	-
	平成20年 6月末日	3,405	-	0.8993	-
	平成20年 7月末日	3,355	-	0.8883	-
	平成20年 8月末日	3,241	-	0.8722	-
	平成20年 9月末日	2,851	-	0.7619	-
	平成20年10月末日	2,060	-	0.5620	-
	平成20年11月末日	1,866	-	0.5105	-
	平成20年12月末日	1,870	-	0.5158	-
	平成21年 1月末日	1,846	-	0.5126	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成17年 7月29日 至 平成17年10月11日	0.0052
第2期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	0.0052
第3期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	0.0052
第4期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	0.0052
第5期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	0.0055
第6期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	0.0055
第7期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	0.0055
第8期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	0.0055
第9期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	0.0055
第10期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	0.0055
第11期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	0.0055
第12期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	0.0060
第13期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	0.0060
第14期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	0.0060
第15期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	0.0060
第16期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	0.0060
第17期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	0.0060
第18期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	0.0060
第19期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	0.0060
第20期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	0.0060
第21期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	0.0060
第22期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	0.0060
第23期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	0.0060
第24期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	0.0060
第25期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	0.0060

第26期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	0.0060
第27期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	0.0060
第28期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	0.0060
第29期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	0.0060
第30期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	0.0060
第31期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	0.0060
第32期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	0.0060
第33期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	0.0060
第34期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	0.0060
第35期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	0.0060
第36期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	0.0060
第37期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	0.0060
第38期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	0.0060
第39期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	0.0060
第40期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	0.0060

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成17年 7月29日 至 平成17年10月11日	1.5
第2期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	1.6
第3期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	3.3
第4期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	2.8
第5期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	3.1
第6期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	0.6
第7期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	1.0
第8期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	3.2
第9期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	1.8
第10期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	0.0
第11期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	2.4
第12期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	1.5
第13期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	2.4
第14期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	1.4
第15期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	1.0
第16期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	1.9
第17期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	2.8
第18期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	1.8
第19期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	1.7
第20期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	2.4
第21期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	0.1
第22期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	0.8
第23期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	6.0
第24期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	3.7
第25期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	7.7

第26期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	5.2
第27期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	0.5
第28期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	3.1
第29期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	6.1
第30期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	2.1
第31期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	3.2
第32期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	3.0
第33期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	3.4
第34期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	3.8
第35期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	0.1
第36期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	4.0
第37期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	24.0
第38期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	8.3
第39期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	14.3
第40期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	9.7

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年7月29日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1．販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、ロンドンの金融商品取引所の休場日あるいはロンドンの銀行の休業日およびニューヨークの金融商品取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行が休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに取得申込が行われ、かつ、当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2．申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

3．受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、販売会社がそれぞれ別に定める3.675%（税抜3.5%）以内の率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社あるいは上記の照会先までお問合せください。

4．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込の取消しを行うこと、またはその両方を行うことがあります。

5．受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- 1．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、一部解約の実行の請求は、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
- 2．上記1．の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がロンドンの金融商品取引所の休場日あるいはロンドンの銀行の休業日およびニューヨークの金融商品取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行が休業日にあたる場合には、当該一部解約の実行の請求を受けないものとし、
- 3．委託会社は、上記1．の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 4．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保金*として控除した価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
* 信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資家と償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で一部解約の実行の請求者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。
- 5．一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- 6．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記1．の規定による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- 7．上記6．により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして上記4．の規定に準じて計算された価額とします。
- 8．信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 9．買取請求による換金については、販売会社によって取扱いが異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。
日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
価格提供会社の提供する価額

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「欧米高利」と略称で掲載されています。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 1 . 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

1 . 計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。2 . 上記1 . の規定にかかわらず、原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1 . 信託の終了

a . 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b . 委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合にも上記 a . 同様、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。
- c . 委託会社は、上記 a . および b . にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d . 上記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . 上記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a . および b . の信託契約の解約をしません。
- f . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g . 上記 d . から f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2 . 信託約款の変更」 d . に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2 . 信託約款の変更」 a . から e . までの規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ## 2 . 信託約款の変更
- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁からの命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記a.からe.までの規定を準用します。

3. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年1月および7月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年1月および7月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

6. 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7. 関係法人との契約の更改等に関する手続

- a. 委託会社は、「投資一任契約」に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
- b. 販売会社は、委託会社との間の「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失いその金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）および当特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【P C A 欧米高利回り社債オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成20年7月10日現在)	当特定期間 (平成21年1月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	818,492	19,390
親投資信託受益証券	3,374,046,622	1,931,164,289
未収入金	1,650,675	327,884
未収利息	8	-
流動資産合計	3,376,515,797	1,931,511,563
資産合計	3,376,515,797	1,931,511,563
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,678,635	21,776,267
未払解約金	2,469,167	93,888
未払受託者報酬	149,136	90,369
未払委託者報酬	4,265,239	2,584,465
その他未払費用	86,632	253,386
流動負債合計	29,648,809	24,798,375
負債合計	29,648,809	24,798,375
純資産の部		
元本等		
元本	3,779,772,506	3,629,377,937
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	432,905,518	1,722,664,749
（分配準備積立金）	276,880,258	255,007,598
元本等合計	3,346,866,988	1,906,713,188
純資産合計	3,346,866,988	1,906,713,188
負債純資産合計	3,376,515,797	1,931,511,563

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前特定期間 自 平成20年 1月11日 至 平成20年 7月10日	当特定期間 自 平成20年 7月11日 至 平成21年 1月13日
営業収益		
受取利息	2,549	809
有価証券売買等損益	76,312,498	1,183,711,346
営業収益合計	76,309,949	1,183,710,537
営業費用		
受託者報酬	906,210	687,568
委託者報酬	25,917,423	19,664,278
その他費用	525,000	498,750
営業費用合計	27,348,633	20,850,596
営業損失()	103,658,582	1,204,561,133
経常損失()	103,658,582	1,204,561,133
当期純損失()	103,658,582	1,204,561,133
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	869,218	8,408,036
期首剰余金又は期首欠損金()	199,978,089	432,905,518
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,591,469	77,752,893
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,591,469	77,752,893
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,407,143	38,485,321
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,407,143	38,485,321
分配金	138,322,391	132,873,706
期末剰余金又は期末欠損金()	432,905,518	1,722,664,749

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

前特定期間 自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	当特定期間 自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	有価証券の評価基準及び評価方法 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成20年7月10日現在)	当特定期間 (平成21年1月13日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,891,405,147 円	3,779,772,506 円
期中追加設定元本額	197,371,665 円	157,878,379 円
期中一部解約元本額	309,004,306 円	308,272,948 円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	3,779,772,506 □	3,629,377,937 □
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額	元本の欠損 432,905,518 円	元本の欠損 1,722,664,749 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日</p>
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成20年1月11日から平成20年2月12日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (19,377,464円)、信託約款に規定する収益調整 金(115,076,579円)および分配準備積立金 (295,574,675円)より、分配対象収益は 430,028,718円(1万口当たり1,113円)であり、う ち23,177,098円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p> <p>平成20年2月13日から平成20年3月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (15,652,397円)、信託約款に規定する収益調整 金(113,328,713円)および分配準備積立金 (292,417,046円)より、分配対象収益は 421,398,156円(1万口当たり1,094円)であり、う ち23,107,689円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p> <p>平成20年3月11日から平成20年4月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (21,619,630円)、信託約款に規定する収益調整金 (114,222,108円)および分配準備積立金 (288,937,706円)より、分配対象収益は424,779,444 円(1万口当たり1,090円)であり、うち23,372,432円(1 万口当たり60円)を分配金額としてあります。</p> <p>平成20年4月11日から平成20年5月12日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (22,675,922円)、信託約款に規定する収益調整 金(112,229,986円)および分配準備積立金 (285,755,958円)より、分配対象収益は 420,661,866円(1万口当たり1,089円)であり、う ち23,170,221円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成20年7月11日から平成20年8月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (19,286,544円)、信託約款に規定する収益調整 金(106,982,917円)および分配準備積立金 (272,416,112円)より、分配対象収益は 398,685,573円(1万口当たり1,064円)であり、う ち22,461,260円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p> <p>平成20年8月12日から平成20年9月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (17,875,289円)、信託約款に規定する収益調整金 (109,671,880円)および分配準備積立金 (269,366,250円)より、分配対象収益は396,913,419 円(1万口当たり1,052円)であり、うち22,620,506円(1 万口当たり60円)を分配金額としてあります。</p> <p>平成20年9月11日から平成20年10月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (16,307,209円)、信託約款に規定する収益調整 金(104,305,215円)および分配準備積立金 (263,535,474円)より、分配対象収益は 384,147,898円(1万口当たり1,037円)であり、う ち22,223,388円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p> <p>平成20年10月11日から平成20年11月10日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (15,441,060円)、信託約款に規定する収益調整 金(98,169,584円)および分配準備積立金 (260,208,894円)より、分配対象収益は 373,819,538円(1万口当たり1,019円)であり、う ち22,002,285円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p>

<p>平成20年 5月13日から平成20年6月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (20,748,923円)、信託約款に規定する収益調整 金(112,118,018円)および分配準備積立金 (279,450,433円)より、分配対象収益は 412,317,374円(1万口当たり1,084円)であり、う ち22,816,316円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p> <p>平成20年6月11日から平成20年7月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (18,373,171円)、信託約款に規定する収益調整 金(110,346,213円)および分配準備積立金 (276,876,781円)より、分配対象収益は 405,596,165円(1万口当たり1,073円)であり、う ち22,678,635円(1万口当たり60円)を分配金額と してあります。</p>	<p>平成20年11月11日から平成20年12月10日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (13,920,365円)、信託約款に規定する収益調整 金(91,257,406円)および分配準備積立金 (257,202,200円)より、分配対象収益は 362,379,971円(1万口当たり997円)であり、うち 21,790,000円(1万口当たり60円)を分配金額とし てあります。</p> <p>平成20年12月11日から平成21年1月13日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (17,437,238円)、信託約款に規定する収益調整 金(85,465,147円)および分配準備積立金 (255,005,891円)より、分配対象収益は 357,908,276円(1万口当たり986円)であり、うち 21,776,267円(1万口当たり60円)を分配金額とし てあります。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又 は一部を委託するために要する費用 純資産総額に応じて0.385%から0.25%相当 額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又 は一部を委託するために要する費用 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前特定期間 (平成20年7月10日現在)		当特定期間 (平成21年1月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	3,374,046,622	129,441,738	1,931,164,289	172,932,345
合計	3,374,046,622	129,441,738	1,931,164,289	172,932,345

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成20年7月10日現在)	当特定期間 (平成21年1月13日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8855円 (8,855円)	0.5254円 (5,254円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月13日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	P C A 米国ハイイールド社債 ファンド マザーファンド	1,286,374,417	993,724,237	-
親投資信託 受益証券	P C A 欧州ハイイールド社債 ファンド マザーファンド	1,222,375,867	937,440,052	-
合計	-	2,508,750,284	1,931,164,289	-

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「PCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」及び「PCA欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、これら親投資信託の状況は以下の通りです。

「PCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,416,657,259	836,919,278
コール・ローン		1,372,880,623	697,114,548
社債券		45,602,120,921	26,788,984,238
派生商品評価勘定		-	13,478,000
未収入金		-	9,689,789
未収利息		972,530,879	719,151,154
前払費用		59,898,477	4,520,667
流動資産合計		49,424,088,159	29,069,857,674
資産合計		49,424,088,159	29,069,857,674
負債の部			
流動負債			
未払金		-	150,582,107
未払解約金		1,650,675	327,884
流動負債合計		1,650,675	150,909,991
負債合計		1,650,675	150,909,991
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	44,507,415,151	37,434,257,272
剰余金			
剰余金又は欠損金	3	4,915,022,333	8,515,309,589
剰余金又は欠損金合計		4,915,022,333	8,515,309,589
元本等合計		49,422,437,484	28,918,947,683
純資産合計		49,422,437,484	28,918,947,683
負債・純資産合計		49,424,088,159	29,069,857,674

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>

<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。</p>	<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>同左</p>
---	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	46,733,715,744 円	44,507,415,151 円
期中追加設定元本額	2,296,747,930 円	697,193,737 円
期中一部解約元本額	4,523,048,523 円	7,770,351,616 円
元本の内訳		
P C A米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)	42,976,589,045 円	36,134,751,179 円
P C A欧米高利回り社債オープン	1,525,728,504 円	1,286,374,417 円
P C A米国ハイイールド社債ファンド V A (適格機関投資家専用)	5,097,602 円	13,131,676 円
合 計	44,507,415,151 円	37,434,257,272 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期末日における受益権の総数	44,507,415,151 口	37,434,257,272 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	-	元本の欠損 8,515,309,589 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成20年7月10日現在)		(平成21年1月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
社債券	45,602,120,921	1,079,508,520	26,788,984,238	6,668,492,043
合計	45,602,120,921	1,079,508,520	26,788,984,238	6,668,492,043

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年3月22日から平成20年7月10日までおよび平成20年3月22日から平成21年1月13日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
1．取引の内容 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。	1．取引の内容 同左
2．取引に対する取組方針 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。	2．取引に対する取組方針 同左
3．取引の利用目的 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で利用します。	3．取引の利用目的 同左
4．取引に係るリスクの内容 為替予約取引によるリスクは、為替変動によるものであります。また、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社が、優良であると判断した金融機関のみと取引を行っているため、限定的であるものと思料されま	4．取引に係るリスクの内容 同左
5．取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っています。また、投資リスクのモニタリングは運用部により行われ、ガイドライン遵守等のチェックは別途リーガル&コンプライアンスにより行われています。	5．取引に係るリスクの管理体制 同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

（平成20年7月10日現在）

該当事項はありません。

(平成21年1月13日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	371,358,000	-	357,880,000	13,478,000
合計		371,358,000	-	357,880,000	13,478,000

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
1口当たりの純資産額	1.1104円	0.7725円
(1万口当たりの純資産額)	(11,104円)	(7,725円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	5.125% CENTEX CORP	980,000.00	735,000.00	
		5.25% CENTEX CORP	4,650,000.00	3,278,250.00	
		5.25% D.R. HORTON INC	2,615,000.00	1,752,050.00	
		5.25% PULTE HOMES INC	4,698,000.00	3,781,890.00	
		5.375% D.R. HORTON INC	1,336,000.00	1,035,400.00	
		5.5% LENNAR CORP	1,500,000.00	945,000.00	
		5.6% LENNAR CORP	600,000.00	399,000.00	
		5.7% FORD MOTOR CREDIT	645,000.00	547,361.19	
		5.7% KINDER MORGAN FIN	600,000.00	489,000.00	
		5.75% HARRAHS OPERATING	2,010,000.00	351,750.00	
		5.75% HCA INC	2,000,000.00	1,390,000.00	
		5.75% KB HOME	5,260,000.00	3,918,700.00	
		5.75% LEAR CORP	4,400,000.00	1,958,000.00	
		5.875% D.R. HORTON INC	400,000.00	306,000.00	
		5.875% KB HOME	200,000.00	139,000.00	
		5.875% L-3 COMMUNICATIONS	200,000.00	182,500.00	
		5.95% LENNAR CORP	900,000.00	634,500.00	
		5.95% NEXTEL COMMUNICATIONS	2,035,000.00	947,148.01	
		6% SPRINT NEXTEL CORP	4,442,000.00	3,225,087.44	
		6.125% L-3 COMM 2013/07	500,000.00	471,250.00	
		6.125% L-3 COMM 2014/01	1,700,000.00	1,585,250.00	
		6.125% OMNICARE INC	100,000.00	89,500.00	
		6.25% CITIZENS COMM	1,800,000.00	1,629,000.00	
		6.25% COUNTRYWIDE FINL	2,326,000.00	2,265,116.95	
		6.25% FLEXTRONICS INTL	3,000,000.00	2,385,000.00	
		6.25% HCA INC	3,500,000.00	2,467,500.00	
		6.25% MERITAGE HOMES	2,096,000.00	1,247,120.00	
		6.25% STANDARD PACIFIC	3,684,000.00	2,044,620.00	
		6.375% CHESAPEAKE ENERGY	3,761,000.00	3,253,265.00	
		6.375% DIRECTV HOLDINGS	6,090,000.00	5,633,250.00	
		6.375% ECHOSTAR DBS CORP	500,000.00	463,750.00	
		6.375% ENTERPRISE PROD	300,000.00	286,742.10	
		6.375% HOST MARRIOTT LP	100,000.00	80,250.00	
		6.375% KB HOME	1,163,000.00	979,827.50	
		6.375% MANDALAY RESORT	600,000.00	478,500.00	
		6.375% PULTE HOMES INC	2,302,000.00	1,369,690.00	
		6.375% VIDEOTRON LTEE	1,550,000.00	1,240,000.00	
		6.375% WILLIAMS COS	690,000.00	656,597.10	
		6.4% TRANSCONT GAS PIPE	233,000.00	215,364.23	
		6.45% LUCENT TECHNOLOGIES	2,100,000.00	892,500.00	
6.5% ALLIED WASTE NA	300,000.00	298,626.90			
6.5% BEAZER HOMES USA	1,533,000.00	574,875.00			
6.5% CENTEX CORP	750,000.00	528,750.00			
6.5% CHESAPEAKE ENERGY	1,000,000.00	862,500.00			
6.5% D.R. HORTON INC	445,000.00	315,950.00			
6.5% FLEXTRONICS INTL CO	400,000.00	338,000.00			
6.5% KINDER MORGAN INC	6,443,000.00	5,798,700.00			
6.5% STANDARD PACIFIC	791,000.00	656,530.00			

6.5% TESORO CORP	3,861,000.00	2,722,005.00
6.5% UNITED RENTALS NA	2,250,000.00	1,890,000.00
6.55% CMS ENERGY	4,000,000.00	3,653,712.00
6.625% CHESAPEAKE ENERGY	2,000,000.00	1,730,000.00
6.625% CITIZENS COMM	3,500,000.00	2,905,000.00
6.625% DEAN FOODS CO	700,000.00	698,250.00
6.625% ECHOSTAR DBS CORP	5,968,000.00	5,192,160.00
6.625% LAMAR MEDIA CORP	700,000.00	556,500.00
6.625% NEWFIELD EXPLOR	2,400,000.00	2,124,000.00
6.625% TESORO CORP	1,000,000.00	737,500.00
6.625% WYNN LAS VEGAS LL	2,000,000.00	1,605,000.00
6.65% NEVADA POWER	388,000.00	340,040.09
6.65% PIONEER NATURAL	2,000,000.00	1,570,450.00
6.75% CSC HOLDINGS INC	800,000.00	756,000.00
6.75% GOLDMAN SACHS	4,991,000.00	4,068,004.38
6.75% HOST MARRIOTT LP	2,500,000.00	2,006,250.00
6.75% MGM MIRAGE 2012/09	2,590,000.00	1,877,750.00
6.75% MGM MIRAGE 2013/04	1,000,000.00	705,000.00
6.75% TECO FINANCE INC	152,000.00	133,863.66
6.875% ALLIED WASTE NA	1,000,000.00	961,496.00
6.875% BEAZER HOMES USA	940,000.00	324,300.00
6.875% CHESAPEAKE ENERGY	3,341,000.00	2,923,375.00
6.875% NEXTEL COMMUNICATIONS	2,465,000.00	1,159,148.99
6.875% OMNICARE INC	1,035,000.00	905,625.00
6.875% QWEST CORP	1,150,000.00	770,500.00
6.875% SPRINT CAP CORP	6,642,000.00	4,193,273.93
6.875% STANDARD PACIFIC	661,000.00	472,615.00
6.875% VIDEOTRON LTEE	354,000.00	316,830.00
6.875% WITCO CORP	500,000.00	152,500.00
6.875% ROYAL CARIBBEAN CR	800,000.00	520,000.00
6.977% AMERICAN AIRLINE	109,594.83	63,565.00
7% ALLTEL CORP	700,000.00	721,000.00
7% CHESAPEAKE ENERGY	3,588,000.00	3,247,140.00
7% ECHOSTAR DBS CORP	1,382,000.00	1,236,890.00
7% EDISON MISSION ENERGY	6,500,000.00	5,947,500.00
7% FORD MOTOR CREDIT	3,045,000.00	2,009,066.64
7% HOST MARRIOTT LP	2,400,000.00	2,166,000.00
7% MERITAGE HOMES	1,169,000.00	765,695.00
7% PLAINS EXPLORATION	410,000.00	325,950.00
7% SMITHFIELD FOODS INC	1,000,000.00	815,000.00
7% STANDARD PACIFIC	157,000.00	87,135.00
7% TECO FINANCE INC	532,000.00	512,912.37
7% TENNESSEE GAS PL	200,000.00	156,832.60
7% TRW AUTOMOTIVE INC	975,000.00	560,625.00
7% UNITED RENTALS NA	300,000.00	208,500.00
7% VISTEON CORP	2,167,000.00	292,545.00
7.125% ALLIED WASTE NA	2,000,000.00	1,942,718.00
7.2% SHAW COMMUNICATIONS	2,000,000.00	1,925,000.00
7.25% ALLIED WASTE NA	2,952,000.00	2,866,932.21
7.25% CONSTELLATION BR 2017/05	1,336,000.00	1,292,580.00
7.25% DAVITA INC	2,440,000.00	2,379,000.00
7.25% FORD MOTOR CREDIT	3,910,000.00	2,791,380.28
7.25% IPALCO ENTERPRISES	474,000.00	419,490.00
7.25% NOVELIS INC	950,000.00	586,625.00
7.25% QWEST CORP 2025/09	350,000.00	252,000.00
7.25% QWEST CORP 2035/10	1,000,000.00	675,000.00
7.25% RANGE RESOURCES	1,609,000.00	1,440,055.00
7.25% ROYAL CARIBBEAN CR	3,370,000.00	2,005,150.00
7.25% TRW AUTOMOTIVE INC	2,223,000.00	1,278,225.00
7.25% WILLIAMS PARTNERS	3,420,000.00	2,808,411.66
7.25% PROVIDENT COMPANIES	100,000.00	73,065.80

7.25% SHAW COMMUNICATIONS	2,450,000.00	2,358,125.00
7.375% DELUXE CORP	4,021,000.00	2,452,810.00
7.375% IMC GLOBAL INC	22,000.00	16,305.23
7.375% PRIDE INTERNATION	300,000.00	285,750.00
7.375% STONE CONT FIN	1,383,000.00	228,195.00
7.375% TENET HEALTHCARE	3,400,000.00	2,754,000.00
7.375% FORD MOTOR CR 2011	810,000.00	622,670.49
7.45% ALBERTSON'S INC	4,980,000.00	3,386,400.00
7.45% BOMBARDIER INC	1,218,000.00	834,330.00
7.45% CITIZENS UTIL CO	500,000.00	292,500.00
7.5% CHESAPEAKE ENERGY 2014/06	461,000.00	427,577.50
7.5% EL PASO NAT GAS	658,000.00	553,814.25
7.5% JEFFERSON SMURFIT	735,000.00	135,975.00
7.5% QWEST COMMUNICATION	1,000,000.00	797,500.00
7.5% ROYAL CARIBBEAN CR	4,380,000.00	2,168,100.00
7.5% TENNESSEE GAS PL	100,000.00	97,177.00
7.625% CIT GROUP INC	3,000,000.00	2,618,721.00
7.625% CSC HDGS 2011/04	4,048,000.00	3,946,800.00
7.625% CSC HDGS 2018/07	1,069,000.00	892,615.00
7.625% QWEST CORPORATION	1,000,000.00	875,000.00
7.625% SUN MEDIA CORP	1,963,000.00	1,599,845.00
7.625% PLAINS EXPLORATION	2,103,000.00	1,692,915.00
7.625% UNUMPROVIDENT CORP	142,000.00	130,931.10
7.7% GEORGIA-PACIFIC	4,808,000.00	4,014,680.00
7.75% AES CORP	1,000,000.00	935,000.00
7.75% EL PASO CORP	1,591,000.00	1,233,594.57
7.75% FAIRFAX FINL HLD	520,000.00	483,600.00
7.75% SMITHFILELD FOOD INC	1,000,000.00	690,000.00
7.75% STANDARD PACIFIC	362,000.00	213,580.00
7.75% UNITED RENTALS NA	100,000.00	72,000.00
7.75% DYNEGY HLDGS INC	9,217,000.00	7,281,430.00
7.8% FORD MOTOR CREDIT	1,600,000.00	1,121,481.60
7.8% LIBERTY MUTUAL GROUP	6,275,000.00	3,029,237.42
7.875% CONTINENTAL AIR	70,056.70	39,932.31
7.875% CSC HOLDINGS INC	583,000.00	492,635.00
7.875% DILLARDS INC	100,000.00	36,500.00
7.875% EL PASO CORP	3,450,000.00	3,276,796.20
7.875% HUNTSMAN INT LLC	700,000.00	420,000.00
7.875% REYNOLDS AMERICAN	48,000.00	47,611.72
8% AES CORP 2017/10	2,350,000.00	2,220,750.00
8% AES CORP 2020/06	1,000,000.00	895,000.00
8% BOMBARDIER INC	712,000.00	651,480.00
8% CABLEVISION SYSTEMS	200,000.00	189,000.00
8% COMPLETE PRODUCTION	2,346,000.00	1,630,470.00
8% SOUTHERN NATURAL GAS	299,000.00	265,182.80
8% STONE CONTAINER	742,000.00	138,197.50
8% UNISYS CORP	3,200,000.00	1,072,000.00
8.125% BEAZER HOMES USA	818,000.00	286,300.00
8.125% CONSTELLATION BR	100,000.00	100,000.00
8.125% GEORGIA-PACIFIC	1,055,000.00	1,012,800.00
8.125% PARK PLACE ENT	800,000.00	404,000.00
8.125% SANMINA CORP	341,000.00	151,745.00
8.125% WINDSTREAM CORP	750,000.00	720,000.00
8.25% FAIRFAX FINL HLD	100,000.00	85,000.00
8.25% FREEPORT-MCMORAN	1,087,000.00	927,733.84
8.25% VALASSIS COMM	3,134,000.00	861,850.00
8.25% LIBERETY MEDIA CORP	575,000.00	325,976.12
8.375% BEAZER HOMES USA	300,000.00	127,500.00
8.375% CONSTELLATION BR	1,500,000.00	1,500,000.00
8.375% EL PASO NAT GAS	1,326,000.00	1,224,001.42
8.375% FREEPORT-MCMORAN	6,304,000.00	5,223,790.68

	8.5% ARAMARK CORP	4,500,000.00	4,275,000.00
	8.5% BE AEROSPACE	1,217,000.00	1,177,447.50
	8.5% CSC HOLDINGS INC 2015/06	850,000.00	790,500.00
	8.5% CSC HOLDINGS INC 2014/04	802,000.00	745,860.00
	8.5% DEX MEDIA FIN/WEST	2,025,000.00	1,265,625.00
	8.5% HAWKER BEECHCRAFT	2,100,000.00	913,500.00
	8.5% INEOS GROUP HOLDING	5,240,000.00	602,600.00
	8.5% MGM MIRAGE INC	2,290,000.00	1,980,850.00
	8.5% PSEG ENERGY HLD	3,600,000.00	3,494,347.20
	8.625% FORD MOTOR CREDIT	400,000.00	317,160.80
	8.625% IRON MOUNTAIN INC	100,000.00	98,750.00
	8.625% WINDSTREAM CORP	7,943,000.00	7,684,852.50
	8.75% AES CORP 2013/05	52,000.00	51,870.00
	8.875% COMMUNITY HEALTH	5,813,000.00	5,464,220.00
	8.875% FREESCALE SEMICON	1,950,000.00	867,750.00
	8.875% GEORGIA-PACIFIC	250,000.00	180,000.00
	8.875% HERTZ CORP	700,000.00	490,000.00
	9% AES EASTERN ENERGY	80,205.83	74,270.59
	9% ASHTEAD CAPITAL INC	300,000.00	178,500.00
	9% CITIZENS COMM	900,000.00	643,500.00
	9% SITHE/IND FNDG	252,766.74	235,776.00
	9.125% FREESCALE SEMICON	1,500,000.00	397,500.00
	9.125% HCA INC	687,000.00	640,627.50
	9.125% SUNGARD DATA SYS	1,238,000.00	1,089,440.00
	9.125% VIDEOTRON LTEE	263,000.00	249,850.00
	9.25% CITIZENS COMM	1,250,000.00	1,231,250.00
	9.25% HCA INC	5,115,000.00	4,718,587.50
	9.25% INTELSAT 2014/08	1,050,000.00	992,250.00
	9.25% INTELSAT 2016/06	1,050,000.00	963,375.00
	9.25% SPRINT NEXTEL CORP	1,630,000.00	1,191,844.59
	9.625% PARKER DRILLING	700,000.00	570,500.00
	9.75% D.R. HORTON INC	100,000.00	95,000.00
	9.75% HAWKER BEECHCRAFT	1,250,000.00	381,250.00
	9.875% FIRST DATA CORP	1,500,000.00	952,500.00
	9.875% DEX MEDIA WEST/FIN	1,600,000.00	460,000.00
	10% HARRAHS OPERATING CO 2015/12	3,994,000.00	1,757,360.00
	10% HARRAHS OPERATING CO 2018/12	1,384,000.00	588,200.00
	10.125% FREESCALE SEMICON	9,072,000.00	3,039,120.00
	10.5% TEXAS COMP ELEC (Qusip:882330AA1)	2,000,000.00	1,505,000.00
	10.5% TEXAS COMP ELEC (Qusip:882330AC7)	5,000,000.00	3,762,500.00
	10.375% NEIMAN MARCUS GR	3,150,000.00	1,606,500.00
	10.625% KABEL DEUTSCH	1,425,000.00	1,318,125.00
	10.625% SUNGARD DATA SYS	621,000.00	546,480.00
	10.75% HARRAHS OPERATING	3,766,000.00	1,110,970.00
	10.75% TICKETMASTER	975,000.00	619,125.00
	11.75% UNIVERSAL CITY DEV	2,807,000.00	2,084,197.50
	ALLEGHENY ENERGY	500,000.00	505,000.00
	CITIGROUP INC	4,000,000.00	3,265,612.00
	HARRAHS OPERATING	466,000.00	76,890.00
	NEWPAGE CORP	2,957,000.00	1,404,575.00
	QWEST COMM 2011/02	1,365,000.00	1,252,387.50
	QWEST COMM 2014/02	85,000.00	67,787.50
	QWEST CORP	470,000.00	451,200.00
	WELLS FARGO CAPITAL XV	1,430,000.00	1,442,064.90
小計		409,655,624.10	299,385,161.36 (26,788,984,238)
合計			26,788,984,238 (26,788,984,238)

有価証券明細表注記

- (注) 1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	社債券 224銘柄	100.0%	100.0%

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)の 取引の時価等に関する事項に記載されております。

「PCA欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		314,726,624	22,294,318
金銭信託		25,092	544,079
コール・ローン		87,053,721	74,298,191
社債券		5,604,234,539	3,223,261,943
未収入金		-	7,692,916
未収利息		119,248,635	101,189,637
前払費用		2,455,101	16,222,658
流動資産合計		6,127,743,712	3,445,503,742
資産合計		6,127,743,712	3,445,503,742
負債の部			
流動負債			
未払金		84,302,647	-
流動負債合計		84,302,647	-
負債合計		84,302,647	-
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	4,533,482,904	4,492,615,022
剰余金			
剰余金又は欠損金	3	1,509,958,161	1,047,111,280
剰余金又は欠損金合計		1,509,958,161	1,047,111,280
元本等合計		6,043,441,065	3,445,503,742
純資産合計		6,043,441,065	3,445,503,742
負債・純資産合計		6,127,743,712	3,445,503,742

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>

<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。</p>	<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>同左</p>
---	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,696,841,948 円	4,533,482,904 円
期中追加設定元本額	240,194,630 円	55,657,742 円
期中一部解約元本額	403,553,674 円	96,525,624 円
元本の内訳		
P C A 欧州ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド	3,273,354,112 円	3,270,239,155 円
P C A 欧米高利回り社債オープン	1,260,128,792 円	1,222,375,867 円
合 計	4,533,482,904 円	4,492,615,022 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	4,533,482,904 口	4,492,615,022 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		元本の欠損 1,047,111,280 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成20年7月10日現在)		(平成21年1月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	5,604,234,539	221,800,651	3,223,261,943	920,706,535
合計	5,604,234,539	221,800,651	3,223,261,943	920,706,535

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年4月16日から平成20年7月10日までおよび平成20年4月16日から平成21年1月13日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
1．取引の内容 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。	1．取引の内容 同左
2．取引に対する取組方針 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託約款の定める運用の基本方針に従う方針です。	2．取引に対する取組方針 同左
3．取引の利用目的 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で利用します。	3．取引の利用目的 同左
4．取引に係るリスクの内容 為替予約取引によるリスクは、為替変動によるものであります。また、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社が、優良であると判断した金融機関のみと取引を行っているため、限定的であるものと思料されません。	4．取引に係るリスクの内容 同左
5．取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っています。また、投資リスクのモニタリングは運用部により行われ、ガイドライン遵守等のチェックは別途リーガル&コンプライアンスにより行われています。	5．取引に係るリスクの管理体制 同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
1口当たりの純資産額	1.3331円	0.7669円
(1万口当たりの純資産額)	(13,331円)	(7,669円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ユーロ	3.875% MOL MAGYAR OLAJ	600,000.00	351,000.00	
		4.75% ISS GLOBAL A/S	350,000.00	313,250.00	
		4.75% MANPOWER INC	60,000.00	55,980.06	
		4.875% GECINA	1,100,000.00	699,501.00	
		5.5% CMA CGM	843,000.00	400,425.00	
		5.5% FRESENIUS FINANCE	485,000.00	453,475.00	
		5.625% FIAT FINANCE N.A.	690,000.00	395,025.00	
		5.625% ROYAL CARIBBEAN CR	570,000.00	276,450.00	
		5.75% NEXANS SA	800,000.00	564,000.00	
		5.875% AHOLD FIN USA	600,000.00	597,486.00	
		5.875% MILLIPORE CORP	770,000.00	585,200.00	
		5.875% STENA AB	600,000.00	264,000.00	
		6% BARRY CALLEBAUT SVCS	419,000.00	336,247.50	
		6.125% STENA AB	60,000.00	28,200.00	
		6.25% CHESAPEAKE ENERGY	515,000.00	383,675.00	
		6.25% CROWN HOLDINGS	750,000.00	671,250.00	
		6.25% XSTRATA CANADA FIN	309,000.00	173,324.89	
		6.375% ALCATEL	862,000.00	607,710.00	
		6.375% TEREOS EUROPE	485,000.00	254,625.00	
		6.5% HILTON GROUP FIN LA	350,000.00	342,492.50	
		6.5% TDC AS	117,000.00	104,715.00	
		6.605% GAZ CAPITAL	140,000.00	87,852.94	
		6.625% FIAT FINANCE & TR	550,000.00	407,000.00	
		6.75% IRON MOUNTAIN	183,000.00	135,420.00	
		6.75% REXAM PLC	588,000.00	362,108.04	
		6.75% OWENS-BROCKWAY	250,000.00	211,250.00	
		6.875% AGCO CORP	700,000.00	455,000.00	
		6.875% HUNTSMAN INT LLC	153,000.00	75,735.00	
		7.125% ARDAGH GLASS	95,000.00	69,350.00	
		7.125% FCE BANK PLC	700,000.00	490,000.00	
		7.125% GLENCORE FINANCE	250,000.00	113,902.25	
		7.125% PFLEIDERER FIN	150,000.00	45,375.00	
		7.25% BOMBARDIER INC	641,000.00	487,160.00	
		7.25% GENERAL MOTORS	115,000.00	28,175.00	
		7.25% M-REAL SERLA OYJ	400,000.00	190,000.00	
		7.375% FRESENIUS MED	344,000.00	338,840.00	
		7.375% LINDE FINANCE BV	270,000.00	229,842.90	
		7.625% COLT TELECOM	250,000.00	236,250.00	
		7.625% ROCKWOOD SPECIAL	973,000.00	729,750.00	
		7.75% JSG FUNDING PLC	340,000.00	249,900.00	
		7.75% UPC HOLDING BV	965,000.00	805,775.00	
		7.875% INEOS GROUP HLD	1,950,000.00	253,500.00	
8% BEVERAGE PACK	700,000.00	479,500.00			
8% CENTRAL EUR DISTR	348,000.00	252,300.00			
8% CLONDALKIN BV	200,000.00	98,000.00			
8% LIGHTHOUSE INTL	1,350,000.00	742,500.00			
8% UPC HOLDING BV	300,000.00	223,500.00			
8.25% NORDIC TEL CO HLDGS	405,000.00	315,900.00			
8.375% GENERAL MOTORS	705,000.00	148,050.00			
8.5% HELLAS TELECOM III	460,000.00	167,900.00			
8.5% INTERGEN NV	500,000.00	415,000.00			

	8.75% IESY REPOSITORY	120,000.00	97,200.00	
	8.75% VIRGIN MEDIA FIN	200,000.00	158,000.00	
	8.875% ARDAGH GLASS FIN	485,000.00	417,100.00	
	8.875% FOODCORP LTD	68,000.00	36,380.00	
	9% MOMENTIVE PERFORMANCE	200,000.00	67,000.00	
	9.25% IMPRESS METAL PACK	660,000.00	425,700.00	
	9.5% COGNIS GMBH	320,000.00	196,800.00	
	9.5% TVN FIN CORP PLC	120,000.00	98,400.00	
	9.625% JOHNSON DIVERSEY	260,000.00	189,800.00	
	9.75% WIND ACQUISITION	1,295,000.00	1,191,400.00	
	9.75% XEROX CORP	663,000.00	663,000.00	
	10% PIAGGIO FINANCE	250,000.00	226,250.00	
	10.125% IESY REPOSITORY	268,000.00	238,520.00	
	10.375% IFCOF SYSTEMS	553,000.00	467,285.00	
	10.75% KABEL DEUTSCH	425,000.00	410,125.00	
	AVIS FINANCE CO PLC	617,000.00	198,982.50	
	BCM IRELAND FINANCE	514,000.00	285,270.00	
	BOMBARDIER INC	330,000.00	264,000.00	
	CALCIPAR SA	720,000.00	396,000.00	
	CENT EURO MEDIA FRN	397,000.00	234,230.00	
	CLONDALKIN ACQUISITION	150,000.00	99,750.00	
	CORRAL FINANS AB	297,840.00	163,812.00	
	DONG ENERGY A/S	200,000.00	165,821.80	
	HEIDELBERGCEMENT FIN BV	445,000.00	295,925.00	
	HELLAS TELECOM FRN	380,000.00	252,700.00	
	IESY HESSEN & ISH NRW	470,000.00	413,600.00	
	IMPRESS HOLDINGS BV	130,000.00	105,300.00	
	INVESTEC TIER I UK LP	350,000.00	117,250.00	
	ITV	150,000.00	125,558.40	
	LECTA SA	301,000.00	103,845.00	
	LOTTOMATICA SPA	150,000.00	108,750.00	
	MAGYAR TELECOM BV	300,000.00	157,500.00	
	NORDIC TEL CO HLDGS FRN	1,126,000.00	872,650.00	
	NXP BV/NXP FUNDING LLC	62,000.00	20,150.00	
	PERI GMBH FRN	600,000.00	540,000.00	
	RHODIA SA	500,000.00	300,000.00	
	SGL CARBON AG	200,000.00	141,000.00	
	TDS INVESTOR FRN	261,000.00	76,995.00	
小計		40,847,840.00	27,024,917.78 (3,223,261,943)	
合計			3,223,261,943 (3,223,261,943)	

有価証券明細表注記

- (注) 1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	社債券 89銘柄	100.0%	100.0%

- 2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	(平成21年1月30日現在)
資産総額	1,847,702,512円
負債総額	1,511,282円
純資産総額(-)	1,846,191,230円
発行済口数	3,601,813,521口
1口当たり純資産額(/)	0.5126円

参考情報

< P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド >

純資産額計算書

	(平成21年1月30日現在)
資産総額	28,328,960,107円
負債総額	208,831,423円
純資産総額(-)	28,120,128,684円
発行済口数	36,750,845,472口
1口当たり純資産額(/)	0.7652円

< P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド >

純資産額計算書

	(平成21年1月30日現在)
資産総額	3,396,900,864円
負債総額	81,610,276円
純資産総額(-)	3,315,290,588円
発行済口数	4,494,056,103口
1口当たり純資産額(/)	0.7377円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成17年 7月29日 至 平成17年10月11日	1,555,128,177	-	1,555,128,177
第2期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	672,652,346	4,200,000	2,223,580,523
第3期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	815,203,339	33,809,781	3,004,974,081
第4期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	395,307,461	98,341,801	3,301,939,741
第5期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	141,988,428	17,645,071	3,426,283,098
第6期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	111,569,681	23,758,232	3,514,094,547
第7期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	48,553,976	110,993,759	3,451,654,764
第8期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	41,249,597	191,229,748	3,301,674,613
第9期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	65,061,346	3,924,908	3,362,811,051
第10期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	152,555,879	46,701,546	3,468,665,384
第11期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	99,994,351	20,192,315	3,548,467,420
第12期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	158,712,944	43,538,113	3,663,642,251
第13期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	261,361,523	95,920,795	3,829,082,979
第14期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	139,143,455	76,058,656	3,892,167,778
第15期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	155,102,968	27,574,125	4,019,696,621
第16期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	109,619,156	169,391,510	3,959,924,267
第17期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	64,314,404	87,560,632	3,936,678,039
第18期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	31,422,706	109,960,360	3,858,140,385
第19期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	71,531,735	41,505,212	3,888,166,908
第20期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	58,149,371	20,971,356	3,925,344,923
第21期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	68,662,994	49,801,651	3,944,206,266
第22期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	113,495,727	137,439,250	3,920,262,743
第23期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	61,730,543	55,124,598	3,926,868,688

第24期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	36,832,332	71,009,308	3,892,691,712
第25期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	79,347,898	25,984,865	3,946,054,745
第26期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	31,000,515	65,153,399	3,911,901,861
第27期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	33,730,876	44,670,677	3,900,962,060
第28期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	22,122,591	31,679,504	3,891,405,147
第29期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	26,831,027	55,386,454	3,862,849,720
第30期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	30,139,332	41,707,537	3,851,281,515
第31期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	90,766,840	46,642,930	3,895,405,425
第32期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	9,663,119	43,364,963	3,861,703,581
第33期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	27,411,322	86,395,409	3,802,719,494
第34期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	12,560,025	35,507,013	3,779,772,506
第35期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	25,652,588	61,881,672	3,743,543,422
第36期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	69,048,115	42,507,064	3,770,084,473
第37期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	16,516,363	82,702,751	3,703,898,085
第38期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	10,357,562	47,208,048	3,667,047,599
第39期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	7,341,045	42,721,813	3,631,666,831
第40期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	28,962,706	31,251,600	3,629,377,937

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

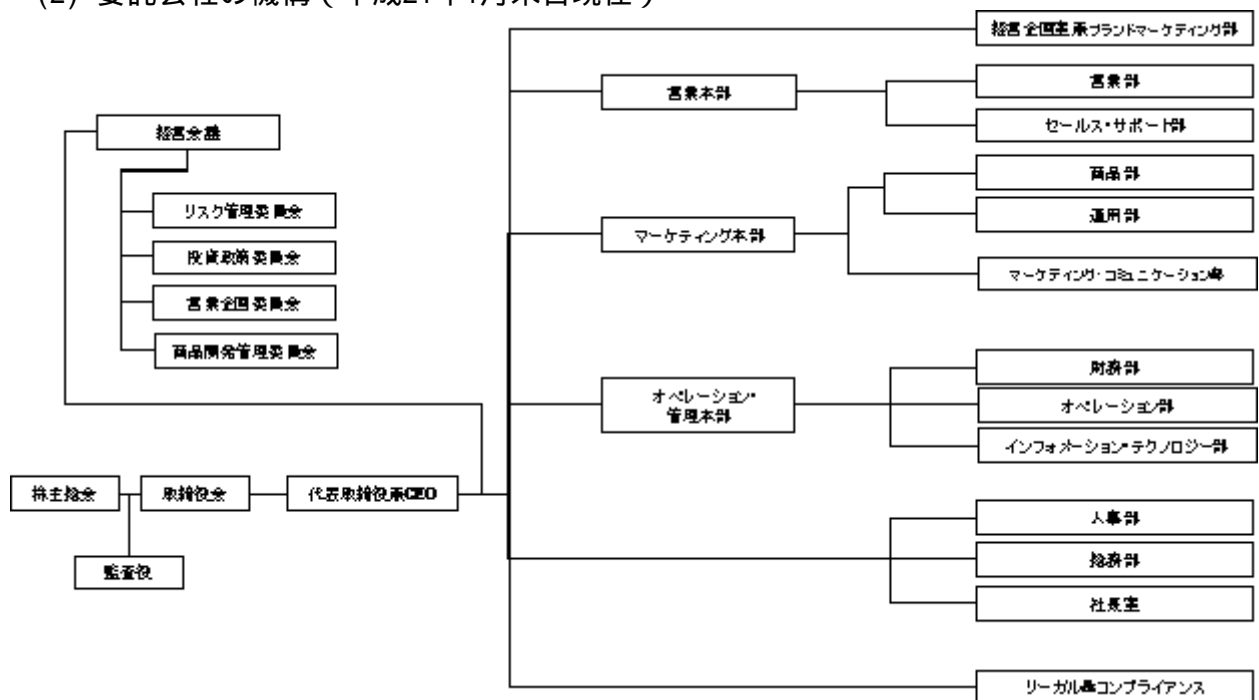
(1) 資本の額等（平成21年1月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

過去5年間における主な資本金の額の増減：

平成14年 3月15日	100百万円	増加
平成14年 9月25日	100百万円	増加
平成15年 3月11日	150百万円	増加
平成15年 3月28日	503百万円	減少
平成15年 5月30日	150百万円	増加
平成15年 9月26日	150百万円	増加
平成16年 2月17日	99.5百万円	増加
平成16年 7月 3日	150百万円	増加

(2) 委託会社の機構（平成21年1月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、徹底した企業調査による銘柄の分析を行い、その結果を参考に運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資政策委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年1月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	15	361,735 百万円
私募投資信託	8	79,580 百万円
合計	23	441,315 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第8期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表については、「財務諸表等規則」第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社の間接財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、第8期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第10期事業年度中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人の監査および中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別	第8期 (平成19年3月31日現在)		第9期 (平成20年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(資産の部)					
流動資産					
1	現金及び預金	2,553,237		2,038,829	
2	前払費用	12,053		8,100	
3	未収委託者報酬	1,407,584		2,310,441	
4	未収投資顧問料	21,398		-	
5	未収入金	4,711		9,626	
6	関係会社未収入金	450		450	
7	繰延税金資産	93,328		97,132	
8	その他	295		4,220	
	流動資産合計	4,093,057	93.9	4,468,801	94.3
固定資産					
1	有形固定資産	90,370	2.1	84,903	1.8
	(1) 建物	47,512		44,257	
	(2) 器具備品	42,857		40,646	
2	無形固定資産	8,113	0.2	4,815	0.1
	(1) ソフトウェア	7,825		4,527	
	(2) 電話加入権	288		288	
3	投資その他の資産	167,134	3.8	182,367	3.8
	(1) 投資有価証券	24,986		25,824	
	(2) 長期差入保証金	100,287		100,829	
	(3) 繰延税金資産	29,560		37,913	
	(4) その他	12,300		17,800	
	固定資産合計	265,617	6.1	272,086	5.7
	資産合計	4,358,675	100.0	4,740,887	100.0
(負債の部)					
流動負債					
1	未払金	1,261,253		1,716,970	

(1) 未払手数料	1,146,571		1,610,997		
(2) 関係会社未払金	11,532		15,589		
(3) その他未払金	103,148		90,384		
2 未払費用		10,987		12,474	
3 未払法人税等		552,544		588,464	
4 預り金		52,182		91,095	
5 賞与引当金		106,634		117,131	
6 未払消費税等		47,343		79,299	
流動負債合計		2,030,944	46.6	2,605,435	55.0
固定負債					
1 退職給付引当金		79,645		103,386	
固定負債合計		79,645	1.8	103,386	2.2
負債合計		2,110,589	48.4	2,708,821	57.1
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		649,500	14.9	649,500	13.7
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		616,875	14.2	616,875	13.0
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		981,710	22.5	765,789	16.2
株主資本合計		2,248,085	51.6	2,032,164	42.9
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		-		98	0.0
評価・換算差額等合計		-		98	0.0
純資産合計		2,248,085	51.6	2,032,065	42.9
負債・純資産合計		4,358,675	100.0	4,740,887	100.0

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
		金 額 (千円)	百分比 (%)	金 額 (千円)	百分比 (%)
営業収益					
1 委託者報酬		8,035,863		10,664,124	
2 投資顧問料		281,884		-	
3 運用受託報酬		-	8,317,747	61,221	10,725,345
営業費用					
1 支払手数料		3,673,235		5,111,300	
2 広告宣伝費		201,009		308,957	
3 受益証券発行費		83,684		70,805	
4 調査費					
調査費		155,309		214,414	
委託調査費		1,436,679		1,487,696	
5 委託計算費		49,917		49,627	
6 営業雑経費					
通信費		9,529		13,348	
印刷費		64,536		91,440	
諸会費		8,618	5,682,519	3,206	7,350,797
一般管理費					
1 給料					
役員報酬	1	172,817		178,292	
給料・手当		471,869		482,908	
賞与		43,108		202,005	
2 交際費		18,739		24,623	
3 旅費交通費		43,888		71,413	
4 租税公課		26,139		20,969	
5 不動産賃借料		127,973		125,365	
6 退職給付費用		81,767		42,898	
7 固定資産減価償却費		17,458		15,399	

8 業務委託費	80,718			93,530		
9 諸経費	92,079	1,176,559	14.1	135,717	1,393,125	13.0
営業利益		1,458,668	17.5		1,981,422	18.5
営業外収益						
1 受取利息	404			1,693		
2 受取配当金	434			433		
3 為替差益	-			68,992		
4 雑収入	2,467	3,306	0.0	6,723	77,843	0.7
営業外費用						
1 為替差損	30,623			-		
2 雑損失	-	30,623	0.4	6,444	6,444	0.1
経常利益		1,431,351	17.2		2,052,821	19.1
特別損失						
1 固定資産除却損		4,773	0.1		82	0.0
税引前当期純利益		1,426,577	17.2		2,052,738	19.1
法人税 住民税及び事業税	576,990			980,749		
法人税等調整額	122,888	454,101	5.5	12,089	968,659	9.0
当期純利益		972,476	11.7		1,084,079	10.1

(3)【株主資本等変動計算書】

第8期（自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）

項 目	株主資本				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本合計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	509,234	1,775,609	1,775,609
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	500,000	500,000	500,000
当期純利益	-	-	972,476	972,476	972,476
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	472,476	472,476	472,476
平成19年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	981,710	2,248,085	2,248,085

第9期（自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）

項 目	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合 計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	981,710	2,248,085	-	-	2,248,085
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	1,300,000	1,300,000	-	-	1,300,000
当期純利益	-	-	1,084,079	1,084,079	-	-	1,084,079
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	-	-	-	-	98	98	98
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	215,920	215,920	98	98	216,019
平成20年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	765,789	2,032,164	98	98	2,032,065

重要な会計方針

期 別 項 目	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。	(1) 満期保有目的債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年	(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年

(2) 無形固定資産

(会計方針の変更)

法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、当該処理の変更が下期に行われたため、中間・年度の首尾一貫性が保持されていません。これはシステム対応作業が当下期に完了したことによるものです。従って、当中間会計期間は従来の方法により減価償却費を計上しておりますが、当中間会計期間において当事業年度と同一の方法で処理した場合の中間財務諸表における影響は軽微であります。

(追加情報)

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>

4. リ - ス取引の処理方法	リ - ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ - ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

<p style="text-align: center;">第8期</p> <p style="text-align: center;">自 平成18年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第9期</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成20年3月31日</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,248,085千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第8期</p> <p style="text-align: center;">自 平成18年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第9期</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成20年3月31日</p>
<hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>

金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）及び投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）の改正（平成19年12月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。

（損益計算書）

前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」は、281,884千円であります。

なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

第8期 (平成19年3月31日現在)	第9期 (平成20年3月31日現在)								
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="331 635 824 707"> <tr> <td>建 物</td> <td>7,990 千円</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>42,644 千円</td> </tr> </table>	建 物	7,990 千円	器 具 備 品	42,644 千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="929 635 1458 707"> <tr> <td>建 物</td> <td>11,246 千円</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>48,112 千円</td> </tr> </table>	建 物	11,246 千円	器 具 備 品	48,112 千円
建 物	7,990 千円								
器 具 備 品	42,644 千円								
建 物	11,246 千円								
器 具 備 品	48,112 千円								
<p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="304 911 824 943"> <tr> <td>ソフトウエア</td> <td>54,309 千円</td> </tr> </table>	ソフトウエア	54,309 千円	<p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="929 911 1458 943"> <tr> <td>ソフトウエア</td> <td>57,607 千円</td> </tr> </table>	ソフトウエア	57,607 千円				
ソフトウエア	54,309 千円								
ソフトウエア	57,607 千円								
<p>3 投資有価証券は全て営業保証金として関東財務局へ差し入れているものであります。</p>	<p>3 投資有価証券のうち24,991千円を、営業保証金として関東財務局へ差し入れております。</p>								

--	--

(損益計算書関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>取締役 年額 200,000 千円以内 監査役 年額 15,000 千円以内</p>	<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>取締役 年額 400,000 千円以内 監査役 年額 15,000 千円以内</p>

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月13日 臨時株主総会	普通株式	1,300	56,375	平成19年9月30日	平成19年12月14日

(リース取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日				第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	12,098	4,355	7,742	車両	8,446	3,519	4,927
器具備品	13,141	7,631	5,510	器具備品	19,007	4,740	14,266
合計	25,240	11,987	13,253	合計	27,454	8,260	19,193
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,558千円				未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,199千円			

1年超 7,694千円

合計 13,253千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 4,946千円

減価償却費相当額 4,946千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引
該当事項はありません。

1年超 12,994千円

合計 19,193千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 6,333千円

減価償却費相当額 6,333千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	第8期（平成19年3月31日現在）			第9期（平成20年3月31日現在）		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,986	25,076	90	24,991	25,457	465
合計		24,986	25,076	90	24,991	25,457	465

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位：千円)

種類	第8期（平成19年3月31日現在）				第9期（平成20年3月31日現在）			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	-	24,986	-	-	-	24,991	-	-
合計	-	24,986	-	-	-	24,991	-	-

3. その他有価証券で時価のあるもの

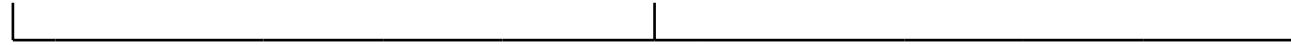
(単位：千
円)

	種類	第8期(平成19年3月31日現在)			第9期(平成20年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-	1,000	833	166
合計		-	-	-	1,000	833	166

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。</p>
<p>2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">退職給付債務及び退職給付引当金 79,645千円</p>	<p>2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">退職給付債務及び退職給付引当金 103,386千円</p>
<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成18年4月1日至平成19年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 81,767千円</p>	<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 42,898千円</p>



[次へ](#)

（税効果会計関係）

（単位：千円）

第8期 (平成19年3月31日)		第9期 (平成20年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入限度超過額	43,400	賞与引当金損金算入限度超過額	47,672
退職給付引当金損金算入限度超過額	29,440	退職給付引当金損金算入限度超過額	37,655
未払費用否認額	8,663	未払費用否認額	4,978
未払事業税	41,089	未払事業税	44,432
その他	294	その他有価証券評価差額金	67
繰延税金資産合計	122,888	その他	239
		繰延税金資産合計	135,046
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%

(調整)		(調整)	
評価性引当額	12.28%	住民税均等割	0.09%
住民税均等割	0.07%	交際費等永久差異	6.01%
交際費等永久差異	2.77%	その他	0.40%
その他	0.59%	税効果会計適用後の法人税の負担率	47.19%
税効果会計適用後の法人税の負担率	31.83%		
	-		-

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第8期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資顧問業	なし	なし	再委託投資顧問契約の締結	再委託投資顧問料の支払 (注2)	1,073,257	未払手数料	269,704
親会社の子会社	M&Gインベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 ロンドン市	27.2百万 英ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	72,892	-	-
							再委託投資顧問契約の締結	再委託投資顧問料の支払 (注2)	19,799	未払手数料	17,850
親会社の子会社	ブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニー リミテッド	英国 ロンドン市	3,131千 英ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	641,983	-	-
親会社の子会社	ピーシーエー生命 保険株式会社	東京都 港区	385 億円	生命保険業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	52,010	未収投資顧問料	21,398

親会社 の子会社	ブルーデンシャル・ アセット・マネ ジメント (シンガポ ール) リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポールド ル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 料の受領 (注1)	34,029	-	-
							再委託投資 顧問契 約の締結	再委託投資 顧問料 の支払 (注2)	142,124	未払手 数料	43,655
親会社 の子会社	ブルーデンシャル・ ファンド・ マネジメント・ サービス・プ ライベートリミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポールド ル	その他 サービ ス業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連 費の支払	79,274	関係会 社未払 金	11,532
親会社 の子会社	ブルーデンシャル・ アセット・マネ ジメント(ホン コン) リミテッド	香港	5百万 香港ド ル	投資顧問 業	なし	なし	再委託投資 顧問契 約の締結	再委託投資 顧問料 の支払 (注2)	334,066	未払手 数料	56,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当該会社との投資顧問契約に基づき、あらかじめ定められた料率を用いています。

(注2) 当該会社との再委託投資顧問契約に基づき、あらかじめ定められた料率を用いています。

第9期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又 は出資金	事業の内 容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				

親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ 州	1千 米ドル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	1,015,566	未払手 数料	221,287
親会社の子会社	M&Gインベスト メント・マ ネジメント ・リミテッド	英国 ロンドン 市	26.2百万 英ポンド	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	20,839	未払手 数料	3,201
親会社の子会社	ピーシーエー 生命 保険株式会社	東京都 港区	410 億円	生命保険 業	なし	なし	投資運用 契約(注 1)	運用受託 報酬の受 領(注1,2)	61,221	-	-
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・アセット・マ ネジメント (シンガポール) リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポールド ル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	184,546	未払手 数料	92,847
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・ファンド・ マネジメント・ サービス・プラ イベート・リミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポールド ル	その他 サービス 業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連 費の支払	60,794	関係会 社未払 金	15,589
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・アセット・マ ネジメント(ホン コン) リミテッド	香港	5百万 香港ド ル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	262,059	未払手 数料	6,565

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金融商品取引法の施行に伴い表示を変更しております。

(注2) 運用受託報酬、委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

(1株当たり情報)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	97,488円53銭	1株当たり純資産額	88,120円79銭
1株当たり当期純利益	42,171円56銭	1株当たり当期純利益	47,011円23銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益（千円）	972,476	1,084,079
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	972,476	1,084,079
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次△](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,427,772
前払費用		27,313
未収委託者報酬		1,904,989
未収入金		5,369
繰延税金資産		124,724
その他		849
流動資産計		4,491,018
固定資産		
有形固定資産		
建物		42,633
器具備品		36,908
無形固定資産		
ソフトウェア		4,095
電話加入権		288
投資その他の資産		
投資有価証券		25,778
長期差入保証金		115,939
繰延税金資産		33,979
その他		17,800
固定資産計		277,423
資産合計		4,768,441
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,308,119
関係会社未払金		10,180
その他未払金		7,137
未払費用		
未払法人税等		58,583
未払消費税等		453,477
預り金		14,090
賞与引当金		216,656
未払消費税等		29,425
流動負債計		2,097,670
固定負債		
退職給付引当金		93,692
固定負債計		93,692
負債合計		2,191,363
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,310,831
利益剰余金計	1,310,831
株主資本計	2,577,206
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	127
評価・換算差額等合計	127
純資産合計	2,577,078
負債・純資産合計	4,768,441

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,972,093
営業収益計		4,972,093
営業費用		3,415,594
一般管理費		577,761
営業利益		978,737
営業外収益		
受取利息		984
受取配当金		825
雑収入		561
営業外収益計		2,371
営業外費用		
為替差損		14,825
雑損失		11
営業外費用計		14,837
経常利益		966,271
特別損失		
固定資産除却損		233
特別損失計		233
税引前中間純利益		966,038
法人税、住民税及び事業税		444,634
法人税等調整額		23,637
法人税等合計		420,996
中間純利益		545,041

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
株主資本		
資本金	前期末残高	649,500
	当中間期末残高	<u>649,500</u>
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	616,875
	当中間期末残高	<u>616,875</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	765,789
	当中間期変動額	
	中間純利益	<u>545,041</u>
	当中間期変動額合計	<u>545,041</u>
	当中間期末残高	<u>1,310,831</u>
株主資本合計		
	前期末残高	2,032,164
	当中間期変動額	
	中間純利益	<u>545,041</u>
	当中間期変動額合計	<u>545,041</u>
	当中間期末残高	2,577,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	98
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	<u>28</u>
	当中間期変動額合計	<u>28</u>
	当中間期末残高	<u>127</u>
純資産合計		
	前期末残高	2,032,065
	当中間期変動額	
	中間純利益	545,041
	株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	<u>28</u>
	当中間期変動額合計	<u>545,012</u>
	当中間期末残高	<u>2,577,078</u>

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2.固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年</p> <p>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっておりますが、システム対応作業が前下期に完了したことにより、当該処理の変更は前下期に行われております。 なお、前中間期における減価償却費が当中間期と同じ改正後の同法に定める「定額法」によって計算された場合の前中間財務諸表への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
3.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 「リース取引に関する会計基準」の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月31日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する会計年度から適用されることになったことに伴い、リース取引開始日が当会計年度に属する取引からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これらの会計基準等の適用による中間財務諸表に与える影響はありません。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第10期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	12,870千円
器具備品	49,909千円
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	59,019千円
3 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,128千円
無形固定資産	1,411千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末

普通株式(株)	23,060	-	-	23,060
---------	--------	---	---	--------

（リース取引関係）

第10期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借契約に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	8,446	4,927	3,519
器具備品	10,518	1,648	8,869
合計	18,964	6,575	12,389

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い~~ため~~、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額等

1年内 4,919千円

1年超 7,470千円

合計 12,389千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い~~ため~~、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,564 千円
減価償却費相当額	2,564 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第10期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

1. 時価のある有価証券

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 満期保有目的の債券 国債・地方債等	24,993	24,945	48
計	24,993	24,945	48
区 分	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差 額
(2) その他有価証券 その他	1,000	784	215
計	1,000	784	215

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項 目	第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1株当たり純資産額	111,755円36銭
1株当たり中間純利益金額	23,635円82銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間	
自 平成20年4月 1日	
至 平成20年9月30日	
中間純利益	545,041千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	545,041千円
期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称： 株式会社りそな銀行
 資本金の額： 279,928百万円（平成20年9月末日現在）
 事業の内容： 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額： 51,000百万円（平成20年9月末日現在）
 事業の内容： 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	50,002百万円	

(3) 投資顧問会社

名称： ピーピーエム アメリカ インク (PPM America, Inc.)
 資本金の額： 1,000米国ドル（平成20年6月末日現在）
 事業の内容： 米国において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

名称： エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド
 (M&G Investment Management, Limited)
 資本金の額： 9.35百万英国ポンド（平成20年12月末日現在）
 事業の内容： 欧州において内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱および販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約代金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

「投資信託及び投資法人に関する法律」第12条に基づき、委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当計算期間において提出したものは以下のとおりです。

臨時報告書	平成20年 9月18日提出
有価証券報告書	平成20年10月 9日提出
有価証券届出書	平成20年10月 9日提出
臨時報告書	平成20年12月15日提出

独立監査人の監査報告書

平成20年9月10日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているP C A欧米高利回り社債オープンの平成20年1月11日から平成20年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

P C A欧米高利回り社債オープンの平成20年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月10日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCA欧米高利回り社債オープンの平成20年7月11日から平成21年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCA欧米高利回り社債オープンの平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 平 栗 郁 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士

平 栗 郁 郎

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月11日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平栗 郁朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。